【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月16日提出
【計算期間】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０ 第4期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５ 第3期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０ 第4期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５ 第3期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０ 第4期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５ 第3期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０ 第4期 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５ 第3期 (自 2021年12月21日至 2022年12月20日)
【ファンド名】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田　隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋　裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド2,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産（　　）
	内　外	**資産複合**

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分変更型））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	**あり（部分ヘッジ）** なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分変更型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に複数資産（株式、債券）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2019年１月15日　「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060」の信託契約締結、設定、運用開始

2019年４月１日　ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継

2020年９月23日　「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065」の信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

日興グローバルラップ株式会社
当ファンドの投資顧問会社として、各マザーファンドへの投資比率に関する投資助言を行います。

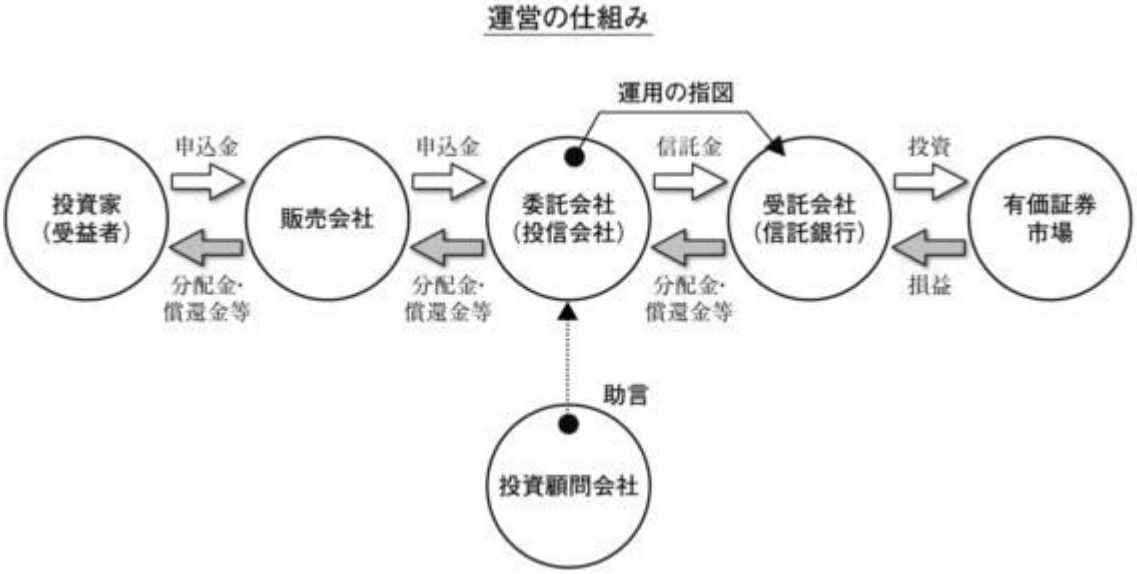

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2023年1月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年７月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	証券投資顧問業の登録
1987年６月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2023年1月31日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

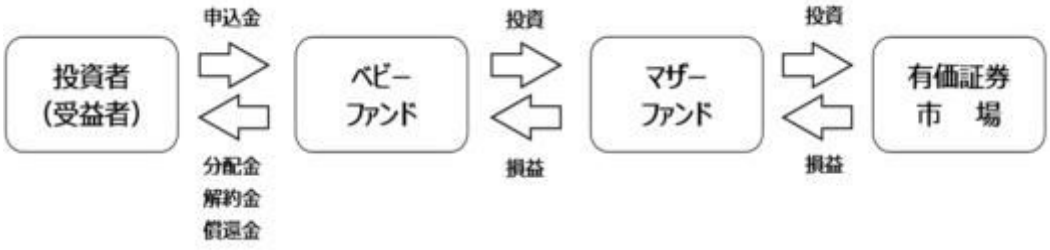

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①別に定める親投資信託（注１）（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。なお、投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。

②各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート（注２）までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逓減されるように調整します。
※投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
※市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

③実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（注１）「別に定める親投資信託」とは、次のものとします。
ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（注２）ターゲット・デートは、以下の各々の場合について、次の通りとします。

ひとくふうTDF2030	2030年の決算日
ひとくふうTDF2035	2035年の決算日
ひとくふうTDF2040	2040年の決算日
ひとくふうTDF2045	2045年の決算日
ひとくふうTDF2050	2050年の決算日
ひとくふうTDF2055	2055年の決算日
ひとくふうTDF2060	2060年の決算日
ひとくふうTDF2065	2065年の決算日

ファンドの特色

1 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

□「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

□ 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

［各マザーファンドの投資方針等］

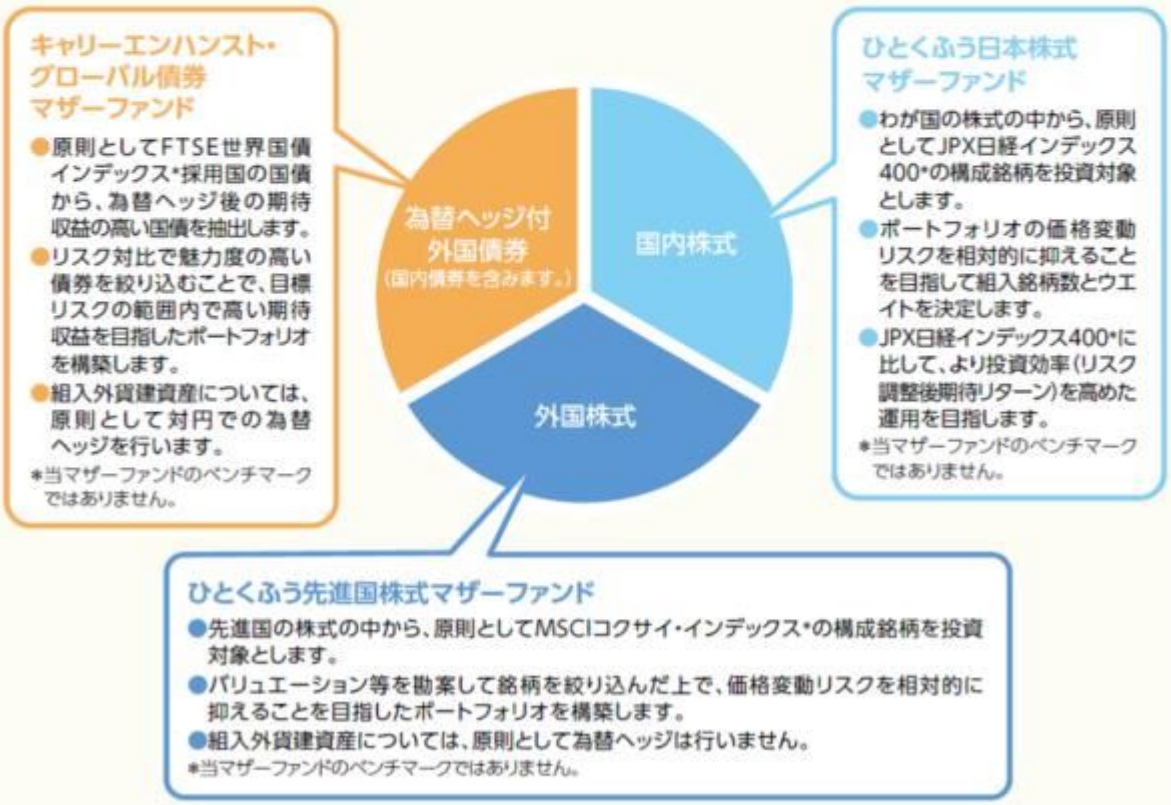

※当ファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへ投資を行う場合があります。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※上記円グラフはイメージであり、実際の資産配分比率とは異なります。

2 各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、各ファンドのターゲット・デートまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逓減されるように調整します。

□ 各ファンドのターゲット・デートは、以下の通りとします。

ひとくふうTDF2030…2030年の決算日	ひとくふうTDF2035…2035年の決算日
ひとくふうTDF2040…2040年の決算日	ひとくふうTDF2045…2045年の決算日
ひとくふうTDF2050…2050年の決算日	ひとくふうTDF2055…2055年の決算日
ひとくふうTDF2060…2060年の決算日	ひとくふうTDF2065…2065年の決算日

□ 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。

□ 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。

※投資比率の決定にあたっては、日興グローバルラップからの投資助言を活用します。

3 ご購入時およびご換金時に手数料はかかりません。

□ ご購入時に購入時手数料はかかりません。また、ご換金時に換金時手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

※保有期間中に運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料をファンドで間接的にご負担いただきます。

4 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

□ 決算日は、毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）とします。

□ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

●JPX日経インデックス400は株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。

●各インデックスに関する知的所有権その他一切の権利は、指数を公表する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

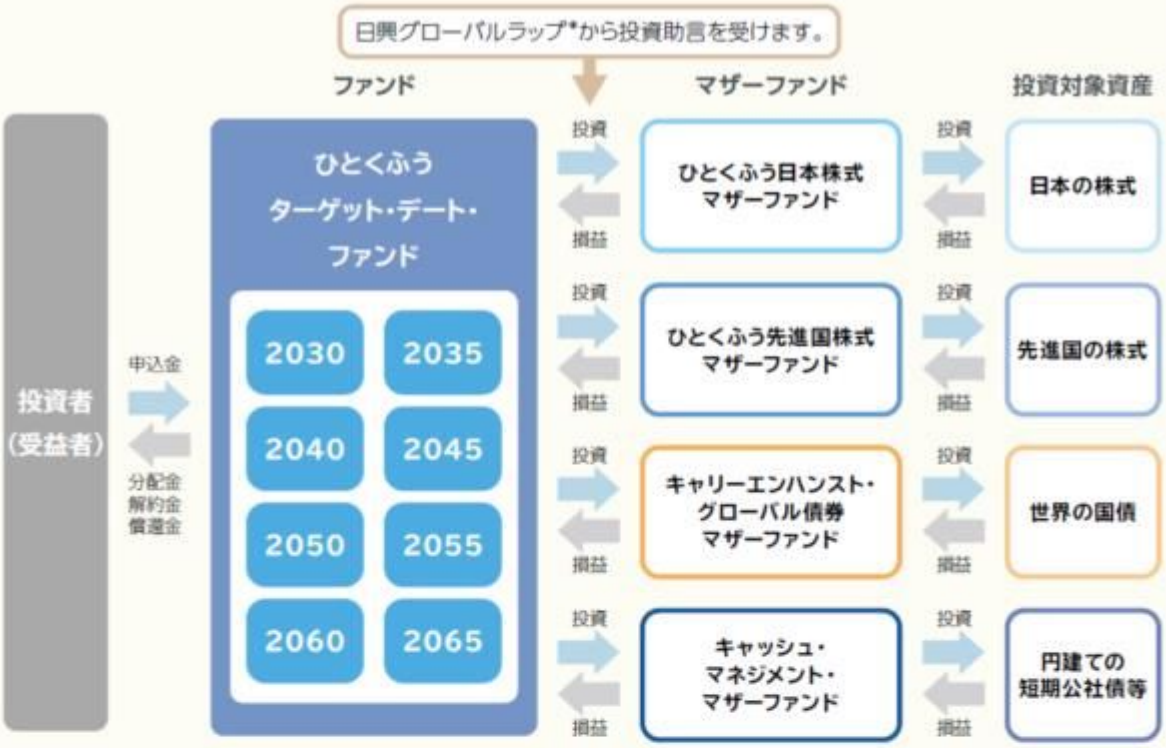

*日興グローバルラップは委託会社の子会社（100%出資）です。

ターゲット・デート・ファンドとは

■ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期（ターゲット・デート）に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。

■債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。

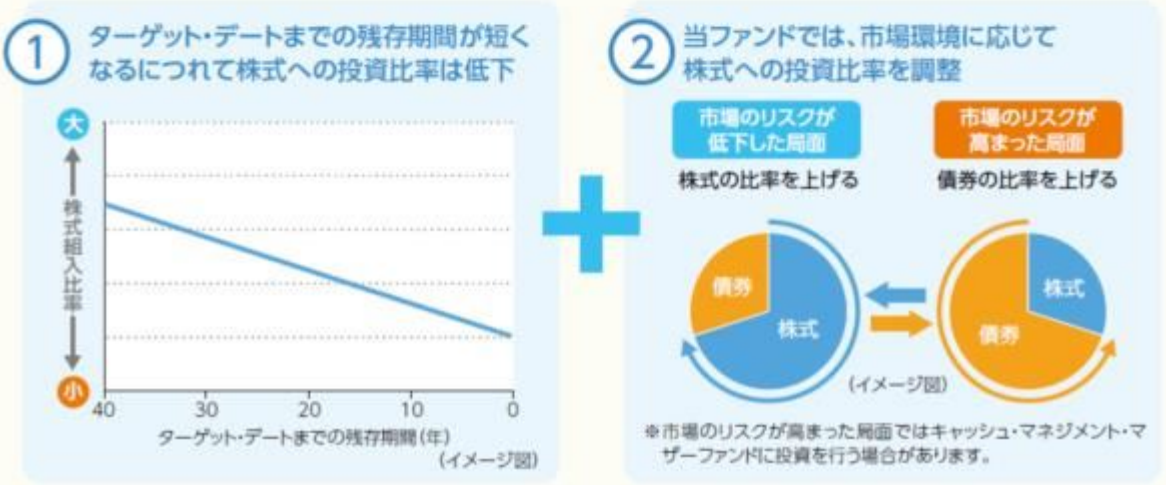

目標リスクの推移

ひとくふうTDF2030

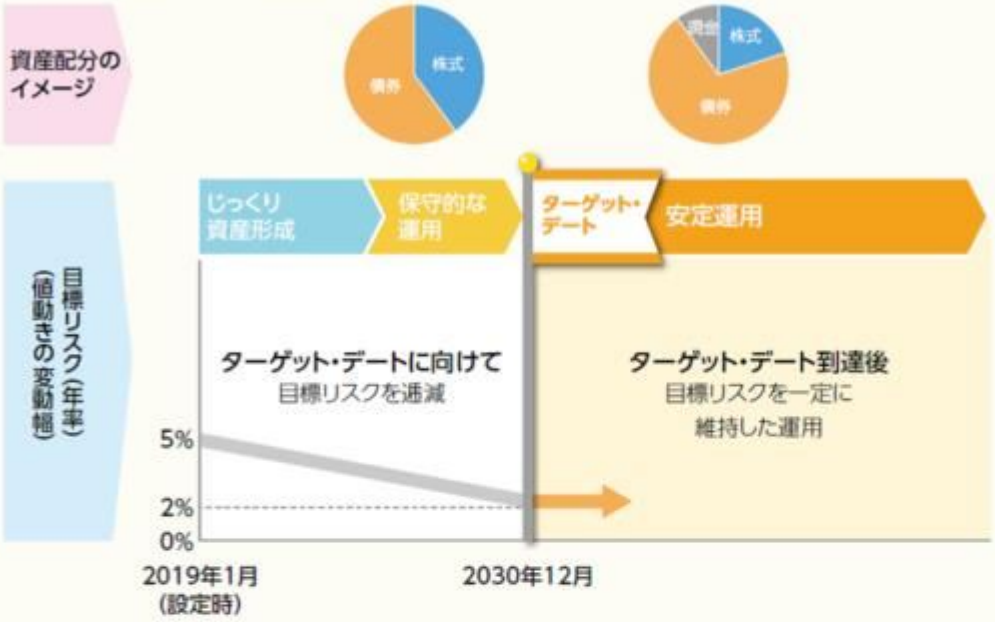

ひとくふうTDF2035

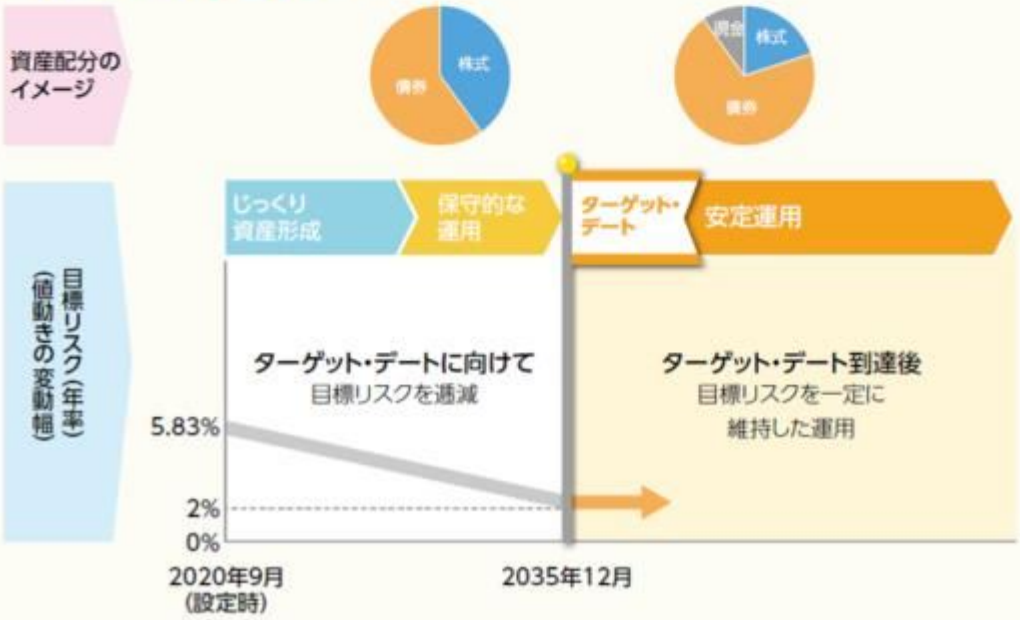

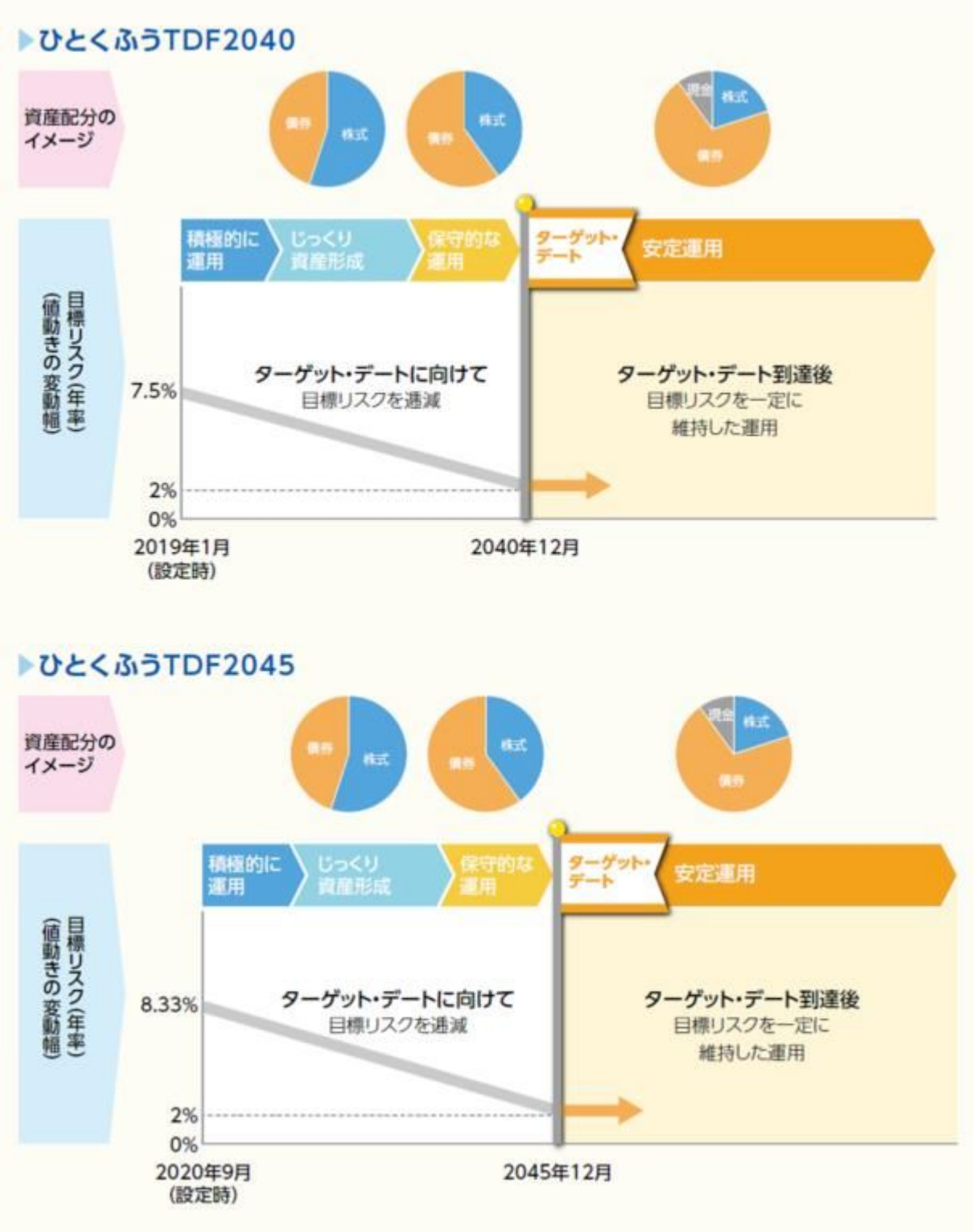
ひとくふうTDF2040
資産配分のイメージ
債券
株式
債券
株式
現金
株式
債券
目標リスク（年率）（値動きの変動幅）
積極的に運用
じっくり資産形成
保守的な運用
ターゲット・デート
安定運用
7.5%
2%
0%
ターゲット・デートに向けて
目標リスクを逓減
ターゲット・デート到達後
目標リスクを一定に
維持した運用
2019年1月
(設定時)
2040年12月
ひとくふうTDF2045
資産配分のイメージ
債券
株式
債券
株式
現金
株式
債券
目標リスク（年率）（値動きの変動幅）
積極的に運用
じっくり資産形成
保守的な運用
ターゲット・デート
安定運用
8.33%
2%
0%
ターゲット・デートに向けて
目標リスクを逓減
ターゲット・デート到達後
目標リスクを一定に
維持した運用
2020年9月
(設定時)
2045年12月

▶ひとくふうTDF2050

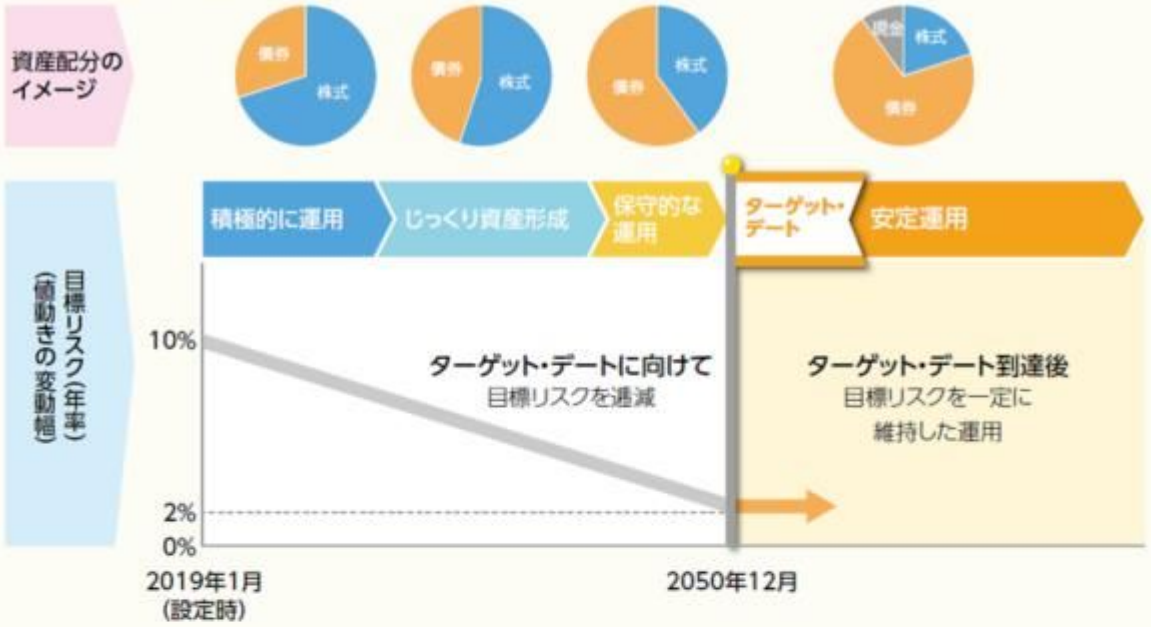

▶ひとくふうTDF2055

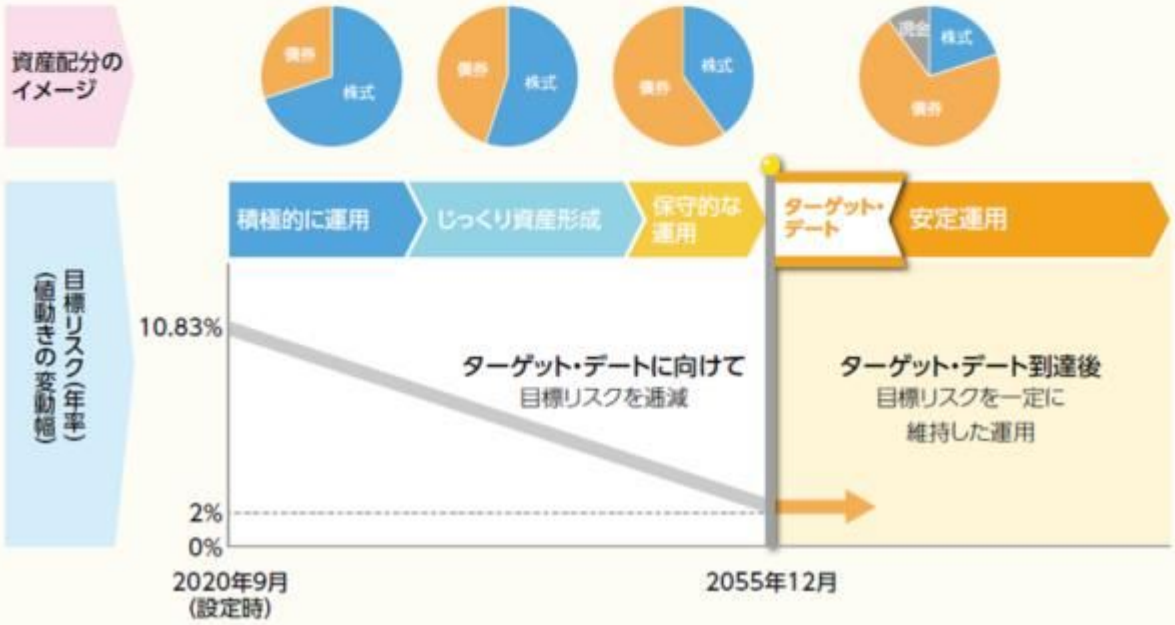

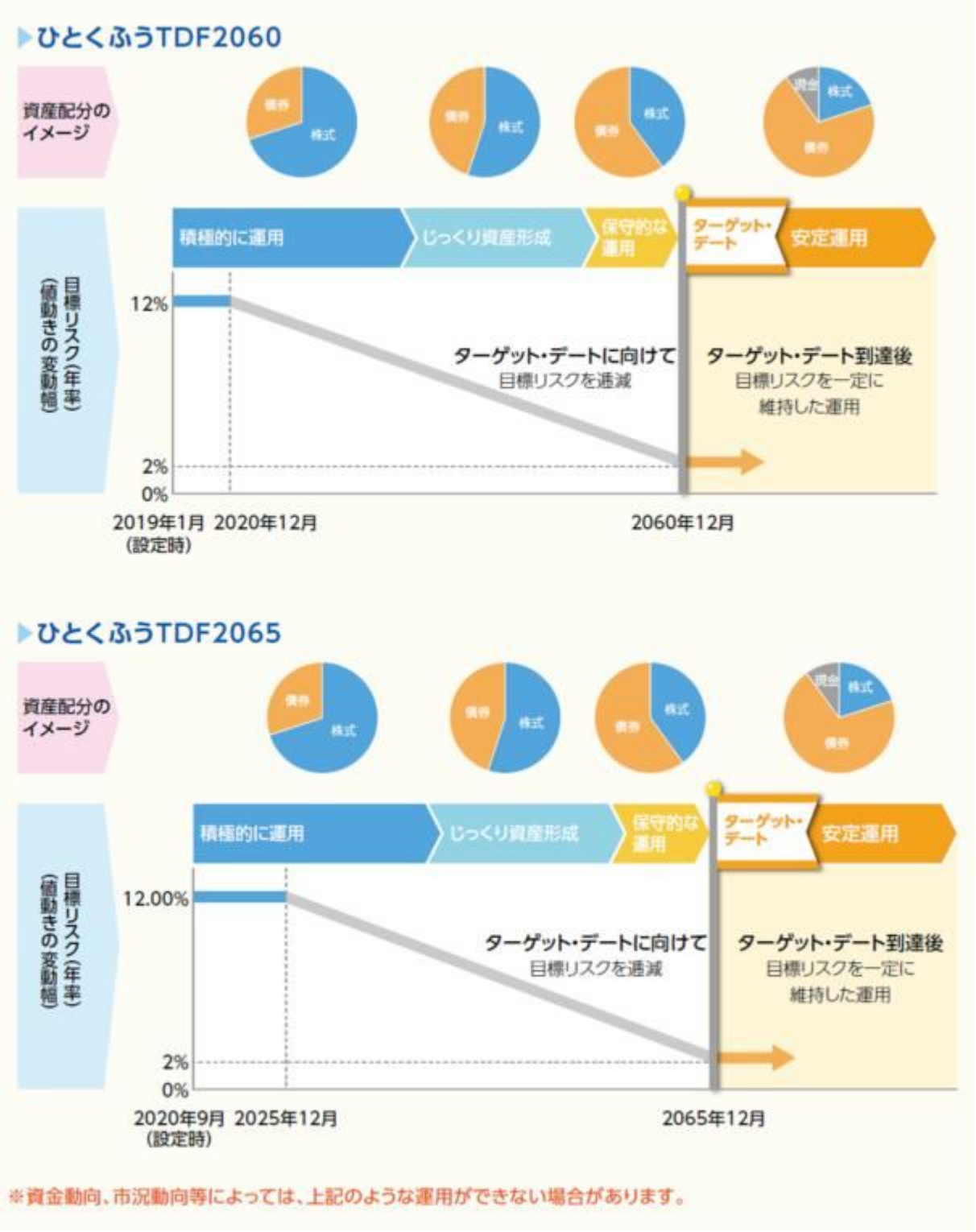

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された信託約款に定める親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項11号で定めるものをいいます。）
８．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
９．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から７までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち２から７までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

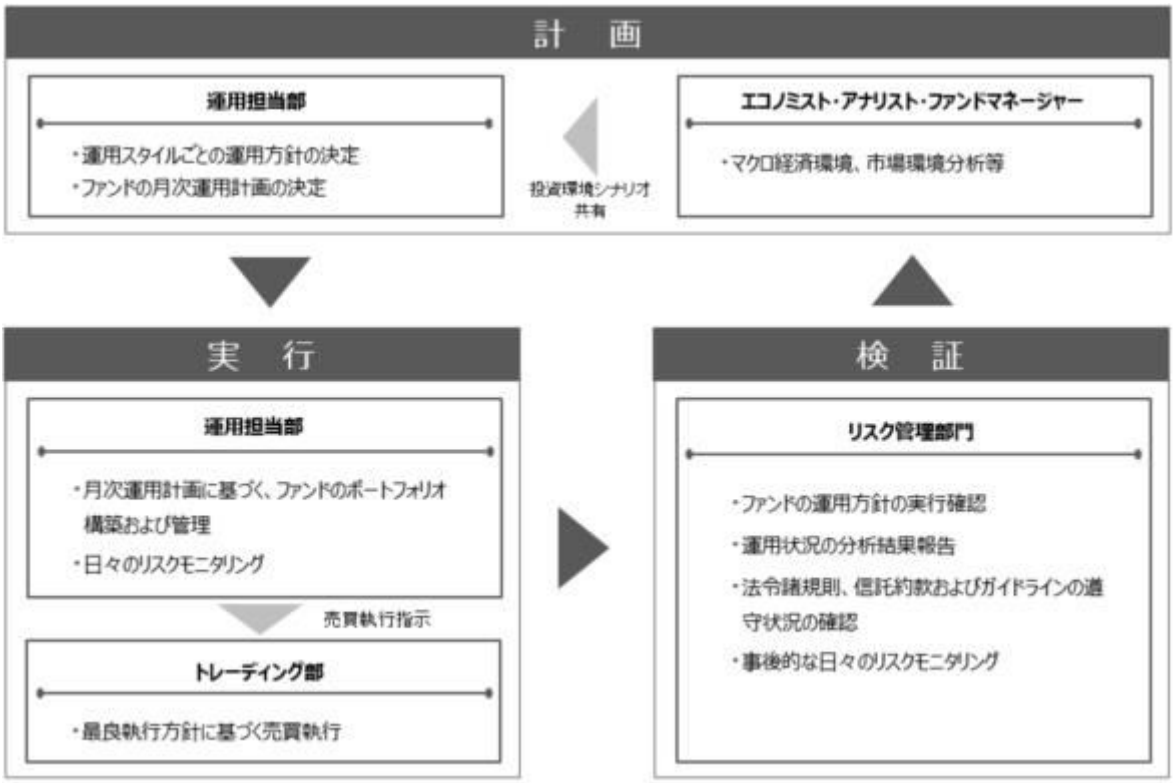

※リスク管理部門の人員数は、約50名です。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。
イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

(イ)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

> **＊実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。**

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

> **＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。**

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決め

に係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ａ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ｂ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ソ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(ひとくふう日本株式マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．わが国の株式を主要投資対象とします。

ロ．わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400の構成銘柄を対象とし、ポートフォリオの価格変動リスクを相対的に抑えることを目指して運用を行います。

ハ．わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ニ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて

はこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ひとくふう先進国株式マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

主に日本を除く先進国株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。

ロ．先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックスの構成銘柄を投資対象とし、中長期的に有効な指標に基づいて銘柄群を絞り込んだ上で、価格変動リスクを相対的に抑えることを目指したポートフォリオを構築します。

ハ．組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ニ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定

めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一

般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

日本を含む世界のソブリン債券に投資します。

②投資態度

イ．FTSE世界国債インデックス採用国の国債および国際機関債等を主要投資対象とします。
・投資する債券の格付けは、原則として、取得時においてＢＢＢ格相当以上とします。

ロ．銘柄の選定にあたっては、イールドカーブの形状に着目し、投資魅力度の高い銘柄を選定します。

ハ．ポートフォリオのリスクを一定の範囲内でコントロールし、安定的な収益の獲得を目指します。

ニ．組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
７．コマーシャル・ペーパー
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１から６までの証券および８の証券または証書のうち１から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９および10の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換

社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
９．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式、債券等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(４)為替リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて投資する外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

為替ヘッジを行う部分については為替リスクの低減を目指しますが、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

(５)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(７)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(８)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜その他の留意点＞

(１)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(２)繰上償還について
当ファンドは、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(３)資産配分に関する留意点
当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逓減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逓減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合もあります。

(４)換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(５)クーリング・オフについて
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(６)法令・税制・会計等の変更可能性について
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

ロ　投資リスクの管理体制
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ひとくふうTDF2030

ひとくふうTDF2035

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ひとくふうTDF2040

年間騰落率：2020年1月～2023年1月
分配金再投資基準価額：2019年1月～2023年1月

ひとくふうTDF2045

年間騰落率：2021年9月～2023年1月
分配金再投資基準価額：2020年9月～2023年1月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ひとくふうTDF2040

ファンド：2020年1月～2023年1月
他の資産クラス：2018年2月～2023年1月

ひとくふうTDF2045

ファンド：2021年9月～2023年1月
他の資産クラス：2018年2月～2023年1月

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ひとくふうTDF2050

年間騰落率：
2020年1月~2023年1月
分配金再投資基準価額：
2019年1月~2023年1月

ひとくふうTDF2055

年間騰落率：
2021年9月~2023年1月
分配金再投資基準価額：
2020年9月~2023年1月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ひとくふうTDF2050

ファンド：
2020年1月~2023年1月
他の資産クラス：
2018年2月~2023年1月

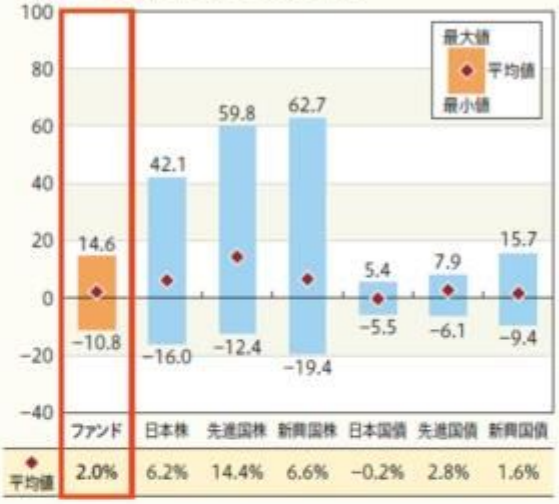

ひとくふうTDF2055

ファンド：
2021年9月~2023年1月
他の資産クラス：
2018年2月~2023年1月

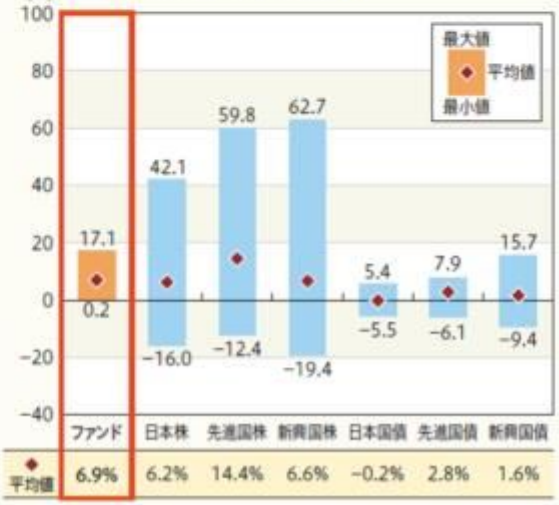

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ひとくふうTDF2060

年間騰落率：
2020年1月～2023年1月

分配金再投資基準価額：
2019年1月～2023年1月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2020年1月～2023年1月

他の資産クラス：
2018年2月～2023年1月

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

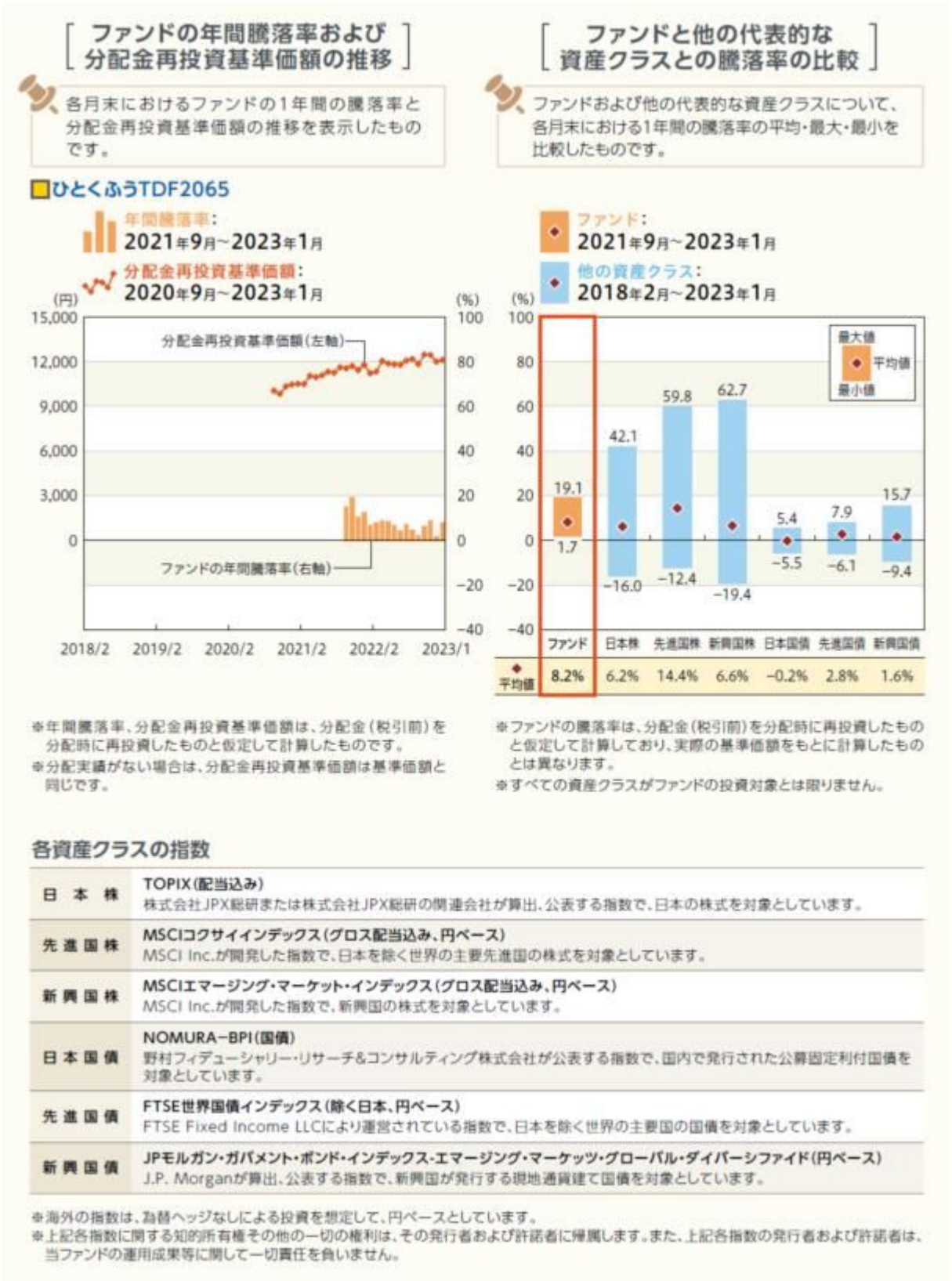

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX(配当込み)** 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI(国債)** 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年0.385%（税抜き0.35%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.16%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.16%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

［ひとくふうTDF2030／ひとくふうTDF2040／ひとくふうTDF2050／ひとくふうTDF2060］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0088%（税抜き0.0080%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
2023年4月以降の決算等にかかる財務諸表の監査を行う監査法人を、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に変更します。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

［ひとくふうTDF2035／ひとくふうTDF2045／ひとくふうTDF2055／ひとくふうTDF2065］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
2023年4月以降の決算等にかかる財務諸表の監査を行う監査法人を、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に変更します。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

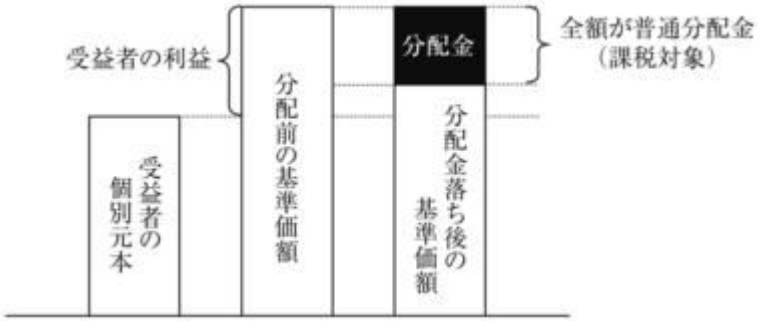

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

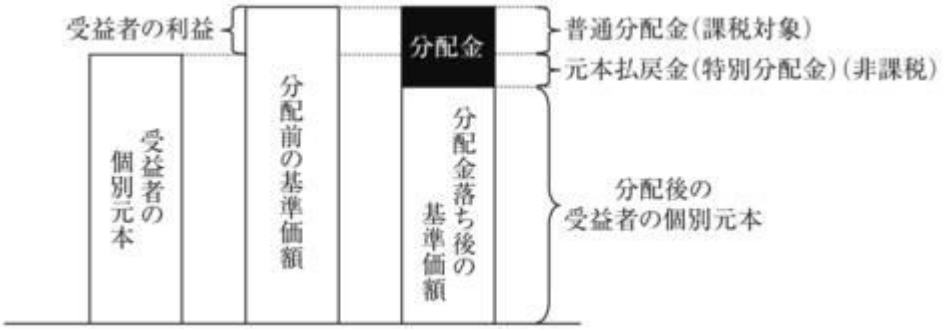

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ⅰ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	18歳以上の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～17歳の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長5年間（新規の購入は2023年まで）*	
利用できる限度額	120万円／年（最大600万円）	80万円／年（最大400万円）

*2024年以降、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。
なお、今後NISA制度は見直しされる予定です。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	289,392,953	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,322,648	0.45
合計（純資産総額）		290,715,601	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	119,159,046	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	543,804	0.45
合計（純資産総額）		119,702,850	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	154,692,455	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	702,269	0.45
合計（純資産総額）		155,394,724	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	73,961,876	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	335,589	0.45
合計（純資産総額）		74,297,465	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	86,800,255	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	392,350	0.45
合計（純資産総額）		87,192,605	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	54,450,131	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	245,646	0.45
合計（純資産総額）		54,695,777	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	72,005,277	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	323,704	0.45
合計（純資産総額）		72,328,981	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	48,438,186	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	218,431	0.45
合計（純資産総額）		48,656,617	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	225,517,966	1.0256	231,295,963	1.0171	229,374,323	78.90
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	20,162,662	1.4748	29,735,463	1.4958	30,159,309	10.37
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	15,777,713	1.8728	29,547,904	1.8925	29,859,321	10.27

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	76,627,186	1.0255	78,580,126	1.0171	77,937,510	65.11
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	13,851,252	1.4747	20,426,749	1.4958	20,718,702	17.31

日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10,833,730	1.8726	20,287,485	1.8925	20,502,834	17.13

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	81,339,183	1.0256	83,424,835	1.0171	82,730,083	53.24
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	24,181,135	1.4748	35,662,457	1.4958	36,170,141	23.28
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	18,912,672	1.8729	35,421,320	1.8925	35,792,231	23.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	30,741,045	1.0255	31,524,466	1.0171	31,266,716	42.08
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	14,346,442	1.4747	21,157,009	1.4958	21,459,407	28.88

日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	11,221,006	1.8727	21,013,170	1.8925	21,235,753	28.58

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	19,986,526	1.4751	29,481,295	1.4958	29,895,845	34.29
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	15,631,213	1.8730	29,277,703	1.8925	29,582,070	33.93
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	26,862,983	1.0255	27,548,586	1.0171	27,322,340	31.34

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	14,467,917	1.4746	21,334,803	1.4958	21,641,110	39.57
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	11,315,923	1.8728	21,192,423	1.8925	21,415,384	39.15

日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	11,202,082	1.0256	11,489,055	1.0171	11,393,637	20.83

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	21,638,170	1.4751	31,919,166	1.4958	32,366,374	44.75
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	16,929,162	1.8732	31,711,173	1.8925	32,038,439	44.30
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	7,472,682	1.0255	7,663,203	1.0171	7,600,464	10.51

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	15,231,746	1.4742	22,453,907	1.4958	22,783,645	46.83
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	11,903,780	1.8731	22,297,339	1.8925	22,527,903	46.30

日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	3,074,072	1.0249	3,150,497	1.0171	3,126,638	6.43

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.55
合　計	99.55

②【投資不動産物件】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1期　（2019年12月20日）	2,469,617	2,469,617	10,857	10,857
第2期　（2020年12月21日）	66,720,374	66,720,374	10,348	10,348
第3期　（2021年12月20日）	136,987,998	136,987,998	10,512	10,512
第4期　（2022年12月20日）	281,626,225	281,626,225	9,940	9,940
2022年 1月末日	170,971,923	-	10,290	-
2月末日	168,588,226	-	10,213	-
3月末日	199,777,237	-	10,328	-
4月末日	202,851,992	-	10,236	-
5月末日	226,119,062	-	10,190	-
6月末日	234,752,893	-	10,067	-
7月末日	243,228,371	-	10,204	-
8月末日	241,157,734	-	10,151	-
9月末日	260,345,969	-	9,941	-
10月末日	273,103,985	-	10,132	-
11月末日	274,213,655	-	10,105	-
12月末日	285,955,055	-	9,890	-
2023年 1月末日	290,715,601	-	9,892	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,021,838	1,021,838	10,218	10,218
第2期　（2021年12月20日）	16,623,112	16,623,112	10,549	10,549
第3期　（2022年12月20日）	109,716,657	109,716,657	10,159	10,159
2022年 1月末日	24,553,537	-	10,320	-
2月末日	24,234,051	-	10,275	-
3月末日	37,717,231	-	10,486	-
4月末日	38,020,511	-	10,382	-
5月末日	49,998,678	-	10,335	-
6月末日	54,262,197	-	10,228	-
7月末日	61,434,028	-	10,386	-
8月末日	63,885,461	-	10,360	-
9月末日	68,728,260	-	10,132	-
10月末日	88,075,226	-	10,391	-
11月末日	97,053,492	-	10,367	-
12月末日	115,237,497	-	10,117	-
2023年 1月末日	119,702,850	-	10,139	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1期　（2019年12月20日）	1,168,396	1,168,396	10,994	10,994
第2期　（2020年12月21日）	31,014,084	31,014,084	10,263	10,263
第3期　（2021年12月20日）	74,617,501	74,617,501	10,755	10,755
第4期　（2022年12月20日）	157,203,285	157,203,285	10,535	10,535
2022年 1月末日	86,637,296	-	10,515	-
2月末日	88,945,497	-	10,501	-
3月末日	111,895,501	-	10,814	-
4月末日	111,882,849	-	10,699	-
5月末日	122,390,096	-	10,649	-
6月末日	129,002,298	-	10,557	-
7月末日	133,568,484	-	10,739	-
8月末日	135,201,733	-	10,739	-
9月末日	144,241,486	-	10,490	-
10月末日	158,074,017	-	10,816	-
11月末日	155,263,805	-	10,793	-
12月末日	150,899,331	-	10,505	-
2023年 1月末日	155,394,724	-	10,544	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,030,351	1,030,351	10,304	10,304
第2期　（2021年12月20日）	17,511,391	17,511,391	10,955	10,955
第3期　（2022年12月20日）	71,653,470	71,653,470	10,884	10,884
2022年 1月末日	20,830,781	-	10,701	-
2月末日	20,876,441	-	10,720	-
3月末日	32,374,081	-	11,121	-
4月末日	32,268,218	-	10,992	-
5月末日	40,163,282	-	10,938	-
6月末日	46,590,171	-	10,862	-
7月末日	52,026,610	-	11,067	-
8月末日	53,825,825	-	11,091	-
9月末日	58,595,992	-	10,820	-
10月末日	65,609,468	-	11,212	-
11月末日	69,646,321	-	11,187	-
12月末日	71,334,995	-	10,859	-
2023年 1月末日	74,297,465	-	10,917	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1期　（2019年12月20日）	1,125,620	1,125,620	11,124	11,124
第2期　（2020年12月21日）	11,536,150	11,536,150	10,144	10,144
第3期　（2021年12月20日）	36,474,362	36,474,362	10,962	10,962
第4期　（2022年12月20日）	82,281,851	82,281,851	11,055	11,055
2022年 1月末日	39,177,330	-	10,697	-
2月末日	39,801,992	-	10,747	-
3月末日	56,162,983	-	11,239	-
4月末日	55,889,294	-	11,101	-
5月末日	58,493,808	-	11,049	-
6月末日	62,506,982	-	10,988	-
7月末日	65,688,393	-	11,211	-
8月末日	68,250,410	-	11,258	-
9月末日	73,212,820	-	10,970	-
10月末日	80,502,147	-	11,425	-
11月末日	81,881,120	-	11,401	-
12月末日	84,609,371	-	11,039	-
2023年 1月末日	87,192,605	-	11,113	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,038,599	1,038,599	10,386	10,386
第2期　（2021年12月20日）	6,604,975	6,604,975	11,368	11,368
第3期　（2022年12月20日）	52,936,113	52,936,113	11,643	11,643
2022年 1月末日	7,960,954	-	11,082	-
2月末日	8,754,443	-	11,165	-
3月末日	12,590,825	-	11,775	-
4月末日	14,392,213	-	11,622	-
5月末日	24,529,231	-	11,568	-
6月末日	29,673,636	-	11,525	-
7月末日	36,466,309	-	11,775	-
8月末日	36,976,479	-	11,852	-
9月末日	41,179,222	-	11,537	-
10月末日	49,381,471	-	12,066	-
11月末日	52,116,590	-	12,043	-
12月末日	52,166,730	-	11,635	-
2023年 1月末日	54,695,777	-	11,732	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1期　（2019年12月20日）	1,144,577	1,144,577	11,228	11,228
第2期　（2020年12月21日）	9,625,136	9,625,136	10,185	10,185
第3期　（2021年12月20日）	32,937,064	32,937,064	11,281	11,281
第4期　（2022年12月20日）	68,456,543	68,456,543	11,699	11,699
2022年 1月末日	32,413,816	-	10,979	-
2月末日	28,422,142	-	11,085	-
3月末日	35,264,087	-	11,775	-
4月末日	34,960,689	-	11,612	-
5月末日	40,114,747	-	11,560	-
6月末日	48,025,048	-	11,533	-
7月末日	52,693,657	-	11,795	-
8月末日	54,251,321	-	11,896	-
9月末日	55,402,620	-	11,570	-
10月末日	64,590,996	-	12,162	-
11月末日	66,425,696	-	12,141	-
12月末日	70,651,045	-	11,701	-
2023年 1月末日	72,328,981	-	11,812	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,042,492	1,042,492	10,425	10,425
第2期　（2021年12月20日）	5,927,630	5,927,630	11,523	11,523
第3期　（2022年12月20日）	42,929,821	42,929,821	11,980	11,980
2022年 1月末日	6,333,610	-	11,212	-
2月末日	7,350,645	-	11,318	-
3月末日	13,014,090	-	12,036	-
4月末日	13,341,416	-	11,867	-
5月末日	20,521,060	-	11,809	-
6月末日	23,673,506	-	11,784	-
7月末日	25,367,510	-	12,062	-
8月末日	30,604,781	-	12,171	-
9月末日	35,197,985	-	11,830	-
10月末日	39,689,505	-	12,466	-
11月末日	40,293,989	-	12,439	-
12月末日	44,674,518	-	11,985	-
2023年 1月末日	48,656,617	-	12,109	-

②【分配の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）

第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

③【収益率の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

	収益率（%）
第1期	8.6
第2期	△4.7
第3期	1.6
第4期	△5.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

	収益率（%）
第1期	2.2
第2期	3.2
第3期	△3.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

	収益率（%）
第1期	9.9
第2期	△6.6
第3期	4.8
第4期	△2.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

	収益率（%）
第1期	3.0
第2期	6.3
第3期	△0.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

	収益率（%）
第1期	11.2
第2期	△8.8
第3期	8.1
第4期	0.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

	収益率（%）
第1期	3.9
第2期	9.5
第3期	2.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

	収益率（%）
第1期	12.3
第2期	△9.3
第3期	10.8
第4期	3.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

	収益率（%）
第1期	4.3
第2期	10.5
第3期	4.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,274,656	0
第2期	64,773,974	2,573,934
第3期	90,656,668	24,813,113
第4期	167,345,632	14,333,803

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	14,759,879	2,508
第3期	95,246,116	3,004,684

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,062,729	0
第2期	29,789,135	633,798
第3期	45,696,940	6,537,226
第4期	93,578,604	13,742,761

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	15,184,120	199,807
第3期	53,375,620	3,528,109

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,011,896	0
第2期	10,706,462	346,300
第3期	24,083,327	2,182,327

第4期	45,655,903	4,502,476

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,140,750	330,383
第3期	42,900,865	3,246,795

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,019,429	0
第2期	8,733,897	302,641
第3期	21,301,677	1,555,080
第4期	39,893,970	10,575,345

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,578,586	1,434,405
第3期	38,254,999	7,565,391

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

ひとくふう日本株式マザーファンド

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	339,291,180	98.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,907,826	1.14
合計（純資産総額）		343,199,006	100.00

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	222,989,343	60.25
	カナダ	24,294,345	6.56
	フランス	14,703,137	3.97

	オランダ	11,938,524	3.23
	オーストラリア	11,248,217	3.04
	ドイツ	10,897,011	2.94
	イギリス	10,385,689	2.81
	スペイン	5,739,097	1.55
	アイルランド	5,692,453	1.54
	デンマーク	4,176,894	1.13
	スイス	3,530,280	0.95
	ルクセンブルグ	2,660,584	0.72
	バミューダ	2,203,661	0.60
	ジャージィー	2,138,953	0.58
	ケイマン諸島	2,118,712	0.57
	シンガポール	1,417,066	0.38
	ノルウェー	712,653	0.19
	小計	336,846,619	91.02
投資証券	アメリカ	24,101,513	6.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,151,576	2.47
合計（純資産総額）		370,099,708	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	5,014,676	1.35

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	47,802,098,520	63.75
	イタリア	9,265,740,435	12.36
	スペイン	6,713,093,002	8.95
	ドイツ	2,730,975,520	3.64
	中国	2,410,552,519	3.21
	イスラエル	1,402,800,833	1.87
	小計	70,325,260,829	93.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,664,264,622	6.22
合計（純資産総額）		74,989,525,451	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	-	22,778,953,998	△30.38

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ひとくふう日本株式マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	100	62,520.00	6,252,000	78,420.00	7,842,000	2.28
日本	株式	マツキヨココカラ＆カンパニー	小売業	900	5,321.89	4,789,699	6,470.00	5,823,000	1.70
日本	株式	ネクソン	情報・通信業	1,800	2,829.27	5,092,680	3,125.00	5,625,000	1.64
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	600	7,671.92	4,603,152	9,260.00	5,556,000	1.62
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	900	5,522.25	4,970,024	6,127.00	5,514,300	1.61
日本	株式	明治ホールディングス	食料品	800	6,655.58	5,324,461	6,700.00	5,360,000	1.56
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,300	3,715.56	4,830,234	4,090.00	5,317,000	1.55
日本	株式	村田製作所	電気機器	700	7,569.27	5,298,487	7,394.00	5,175,800	1.51
日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	1,600	3,314.17	5,302,675	3,225.00	5,160,000	1.50
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	300	15,982.63	4,794,789	17,100.00	5,130,000	1.49
日本	株式	味の素	食料品	1,200	3,538.73	4,246,479	4,273.00	5,127,600	1.49
日本	株式	ＥＮＥＯＳホールディングス	石油・石炭製品	11,000	501.09	5,511,978	463.20	5,095,200	1.48
日本	株式	コスモス薬品	小売業	400	13,685.26	5,474,103	12,680.00	5,072,000	1.48
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	4,200	1,277.44	5,365,263	1,206.00	5,065,200	1.48
日本	株式	任天堂	その他製品	900	5,905.91	5,315,320	5,625.00	5,062,500	1.48
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,300	3,623.85	4,711,001	3,892.00	5,059,600	1.47
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,900	2,305.98	4,381,356	2,655.00	5,044,500	1.47
日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	2,100	2,135.42	4,484,380	2,394.00	5,027,400	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,200	3,916.48	4,699,777	4,183.00	5,019,600	1.46
日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	保険業	1,200	3,968.31	4,761,973	4,159.00	4,990,800	1.45
日本	株式	三井物産	卸売業	1,300	3,155.69	4,102,400	3,820.00	4,966,000	1.45
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	1,000	4,398.61	4,398,607	4,950.00	4,950,000	1.44
日本	株式	三菱ケミカルグループ	化学	6,800	764.66	5,199,666	726.10	4,937,480	1.44
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	3,300	1,509.19	4,980,342	1,486.50	4,905,450	1.43
日本	株式	スクウェア・エニックス・ホールディングス	情報・通信業	800	6,119.29	4,895,433	6,130.00	4,904,000	1.43
日本	株式	テルモ	精密機器	1,300	4,076.42	5,299,342	3,763.00	4,891,900	1.43

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,800	2,356.86	4,242,347	2,714.00	4,885,200	1.42
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,200	4,024.58	4,829,494	4,059.00	4,870,800	1.42
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	1,000	4,761.95	4,761,952	4,835.00	4,835,000	1.41
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	1,100	4,716.67	5,188,337	4,380.00	4,818,000	1.40

ロ　種類別・業種別投資比率

2023年1月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	建設業	2.64
	食料品	14.36
	繊維製品	0.57
	パルプ・紙	0.17
	化学	8.61
	医薬品	5.13
	石油・石炭製品	2.99
	ゴム製品	1.41
	非鉄金属	0.24
	機械	1.33
	電気機器	2.66
	輸送用機器	2.72
	精密機器	3.34
	その他製品	2.07
	電気・ガス業	6.40
	陸運業	3.11
	情報・通信業	8.99
	卸売業	5.13
	小売業	17.69
	銀行業	1.78
	保険業	2.88
	その他金融業	1.15
	サービス業	3.47
合　計		98.86

ひとくふう先進国株式マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカ	投資証券	VANGUARD S&P 500 ETF	-	330	46,550.33	15,361,608	48,040.36	15,853,318	4.28
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	1,278	7,066.12	9,030,498	8,197.74	10,476,711	2.83

アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	235	41,181.47	9,677,646	40,097.35	9,422,876	2.55
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	956	9,323.00	8,912,784	9,397.75	8,984,252	2.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	104	73,228.46	7,615,759	75,861.78	7,889,625	2.13
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	444	17,800.73	7,903,524	17,652.59	7,837,750	2.12
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	345	14,469.25	4,991,890	17,665.64	6,094,645	1.65
アメリカ	株式	REGENERON PHARMACEUTICALS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	63	84,870.76	5,346,857	96,085.94	6,053,413	1.64
アメリカ	株式	MARATHON PETROLEUM CORP	エネルギー	342	12,406.23	4,242,930	16,848.90	5,762,322	1.56
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	120	43,841.18	5,260,941	46,637.81	5,596,536	1.51
アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア機器・サービス	124	37,380.84	4,635,224	40,492.67	5,021,090	1.36
アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	117	35,647.78	4,170,790	41,747.79	4,884,491	1.32
ドイツ	株式	MERCEDES-BENZ GROUP AG	自動車・自動車部品	507	9,034.75	4,580,619	9,586.44	4,860,326	1.31
アメリカ	株式	HUMANA INC	ヘルスケア機器・サービス	76	63,714.65	4,842,313	63,266.21	4,808,231	1.30
アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	94	44,825.69	4,213,614	49,407.68	4,644,322	1.25
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	571	10,615.37	6,061,376	8,051.30	4,597,294	1.24
カナダ	株式	CONSTELLATION SOFTWARE INC	ソフトウェア・サービス	20	206,525.78	4,130,515	226,326.97	4,526,539	1.22
アメリカ	株式	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	小売	43	90,205.26	3,878,826	103,023.03	4,429,990	1.20
イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	432	8,825.81	3,812,751	10,189.04	4,401,664	1.19

アメリカ	株式	DOLLAR GENERAL CORP	小売	144	28,137.14	4,051,748	30,385.16	4,375,462	1.18
アメリカ	投資証券	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	-	549	7,149.66	3,925,161	7,868.65	4,319,886	1.17
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	372	10,384.10	3,862,885	11,539.05	4,292,527	1.16
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	751	6,317.06	4,744,109	5,681.97	4,267,158	1.15
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	179	20,661.15	3,698,345	23,581.15	4,221,025	1.14
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	133	36,899.17	4,907,589	31,666.37	4,211,627	1.14
アメリカ	株式	GENERAL MILLS INC	食品・飲料・タバコ	409	9,269.42	3,791,190	10,204.06	4,173,460	1.13
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	115	40,202.44	4,623,280	35,790.53	4,115,910	1.11
ドイツ	株式	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	自動車・自動車部品	297	11,540.30	3,427,467	12,949.91	3,846,122	1.04
アメリカ	株式	DR HORTON INC	耐久消費財・アパレル	304	9,987.37	3,036,159	12,372.47	3,761,230	1.02
アメリカ	株式	UNITED RENTALS INC	資本財	66	41,532.24	2,741,127	55,976.85	3,694,472	1.00

ロ　種類別・業種別投資比率

2023年1月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	8.96
	素材	6.23
	資本財	2.38
	商業・専門サービス	1.41
	運輸	2.93
	自動車・自動車部品	4.18
	耐久消費財・アパレル	2.36
	小売	3.83
	食品・生活必需品小売り	3.28
	食品・飲料・タバコ	6.02
	ヘルスケア機器・サービス	5.42
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.45

	銀行	2.01
	各種金融	5.46
	保険	4.49
	ソフトウェア・サービス	9.65
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.58
	半導体・半導体製造装置	4.33
	電気通信サービス	2.81
	公益事業	1.28
	メディア・娯楽	0.93
投資証券	―	6.51
合　計		97.53

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	１５４　５年国債	20,250,000,000	99.40	20,128,500,000	99.75	20,198,767,500	0.100	2027/09/20	26.94
日本	国債証券	１５９　２０年国債	10,800,000,000	98.90	10,680,671,600	94.49	10,204,920,000	0.600	2036/12/20	13.61
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,700,000	13,325.74	6,756,150,599	13,240.81	6,713,093,002	0.000	2025/05/31	8.95
日本	国債証券	１６２　２０年国債	6,434,000,000	100.09	6,439,790,600	93.40	6,009,549,020	0.600	2037/09/20	8.01
日本	国債証券	１５５　２０年国債	5,000,000,000	103.09	5,154,650,000	100.63	5,031,550,000	1.000	2035/12/20	6.71
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000	12,182.65	5,116,714,512	11,955.87	5,021,467,281	0.500	2028/07/15	6.70
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	33,000,000	12,746.06	4,206,200,592	12,861.43	4,244,273,154	1.100	2027/04/01	5.66
日本	国債証券	３５０　１０年国債	4,200,000,000	99.06	4,160,604,000	99.42	4,175,472,000	0.100	2028/03/20	5.57

ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	20,000,000	13,678.38	2,735,675,312	13,654.88	2,730,975,520	0.400	2024/09/13	3.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	116,000,000	2,098.68	2,434,472,060	2,078.06	2,410,552,519	3.720	2051/04/12	3.21
日本	国債証券	１６５　２０年国債	2,400,000,000	94.14	2,259,436,000	90.91	2,181,840,000	0.500	2038/06/20	2.91
イスラエル	国債証券	ISRAEL FIXED BOND	40,900,000	3,431.71	1,403,570,579	3,429.83	1,402,800,833	0.500	2026/02/27	1.87

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	93.78
合　計	93.78

②投資不動産物件

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

該当事項はありません。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2023年1月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	38,440.84	5,000,000	5,014,676	1.35

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2023年1月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	ユーロ	売建	133,950,000.00	18,539,860,200	18,927,523,455	△25.24
	オフショア・人民元	売建	126,510,000.00	2,392,547,065	2,435,823,540	△3.25
	イスラエル・シュケル	売建	37,710,000.00	1,424,551,815	1,415,607,003	△1.89

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2023年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

ひとくふうTDF2030

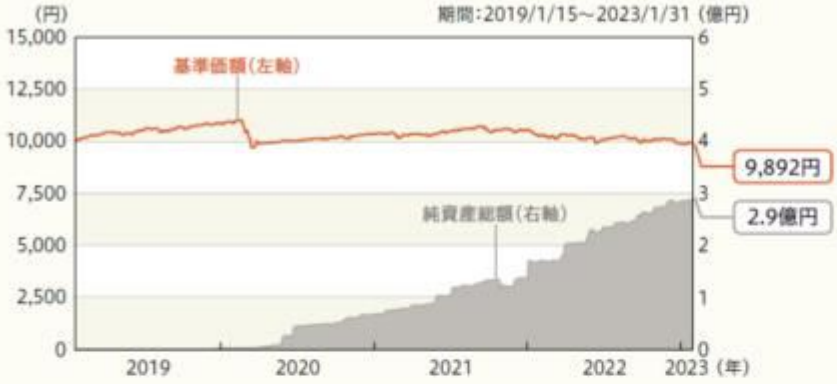

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2035

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2040

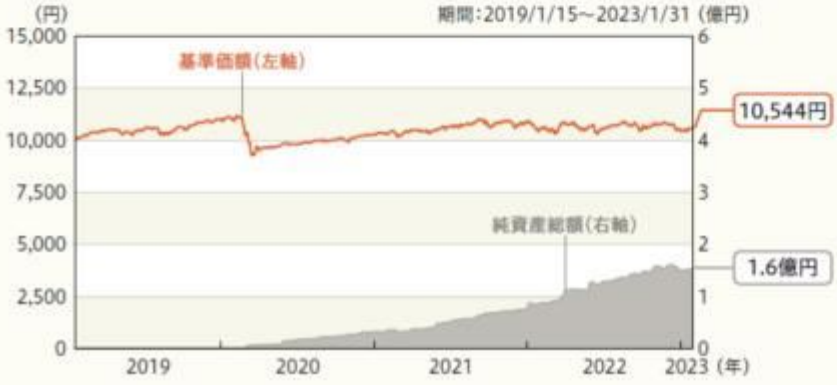

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ひとくふうTDF2045

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2050

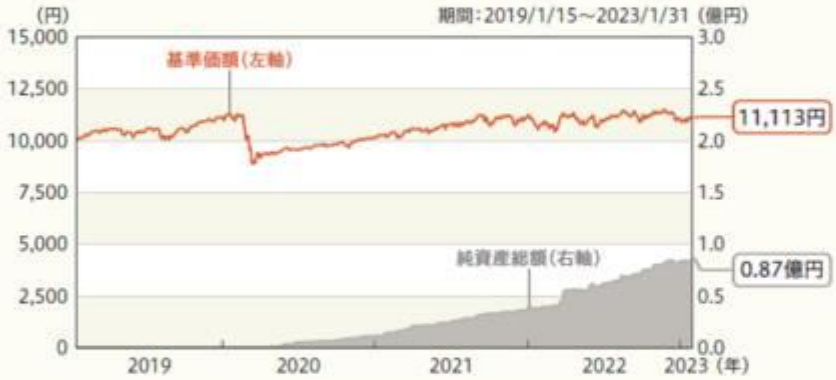

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2055

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ひとくふうTDF2060

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2065

決算期	分配金
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

ひとくふうTDF2030

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	78.90
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	10.37
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10.27

ひとくふうTDF2035

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	65.11
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	17.31
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	17.13

ひとくふうTDF2040

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	53.24
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	23.28
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	23.03

ひとくふうTDF2045

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	42.08
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	28.88
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	28.58

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

ひとくふうTDF2050

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	34.29
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	33.93
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	31.34

ひとくふうTDF2055

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	39.57
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	39.15
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	20.83

ひとくふうTDF2060

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	44.75
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	44.30
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	10.51

ひとくふうTDF2065

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	46.83
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	46.30
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	6.43

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ひとくふう日本株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.14
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	2.28
日本	株式	マツキヨココカラ&カンパニー	小売業	1.70
日本	株式	ネクソン	情報・通信業	1.64
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	1.62
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1.61
日本	株式	明治ホールディングス	食料品	1.56
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1.55
日本	株式	村田製作所	電気機器	1.51
日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	1.50
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	1.49

■ひとくふう先進国株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	60.25
	カナダ	6.56
	フランス	3.97
	オランダ	3.23
	オーストラリア	3.04
	ドイツ	2.94
	その他	11.02
投資証券	アメリカ	6.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.47
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	投資証券	VANGUARD S&P 500 ETF	－	4.28
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2.83
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	2.55
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.13
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	2.12
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	1.65
アメリカ	株式	REGENERON PHARMACEUTICALS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.64
アメリカ	株式	MARATHON PETROLEUM CORP	エネルギー	1.56
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	1.51

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	63.75
	イタリア	12.36
	スペイン	8.95
	ドイツ	3.64
	中国	3.21
	イスラエル	1.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.22
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	154　5年国債	0.100	2027/09/20	26.94
日本	国債証券	159　20年国債	0.600	2036/12/20	13.61
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	0.000	2025/05/31	8.95
日本	国債証券	162　20年国債	0.600	2037/09/20	8.01
日本	国債証券	155　20年国債	1.000	2035/12/20	6.71
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	0.500	2028/07/15	6.70
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1.100	2027/04/01	5.66
日本	国債証券	350　10年国債	0.100	2028/03/20	5.57
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	0.400	2024/09/13	3.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	3.21

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

ひとくふうTDF2030

ひとくふうTDF2035

ひとくふうTDF2040

ひとくふうTDF2045

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料
ありません。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社

所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ひとくふうTDF2030」は「くふうT2030」、「ひとくふうTDF2035」は「くふうT2035」、「ひとくふうTDF2040」は「くふうT2040」、「ひとくふうTDF2045」は「くふうT2045」、「ひとくふうTDF2050」は「くふうT2050」、「ひとくふうTDF2055」は「くふうT2055」、「ひとくふうTDF2060」は「くふう

T2060」、「ひとくふうTDF2065」は「くふうT2065」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

［ひとくふうTDF2030／ひとくふうTDF2040／ひとくふうTDF2050／ひとくふうTDF2060］
2019年１月15日から下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。
［ひとくふうTDF2035／ひとくふうTDF2045／ひとくふうTDF2055／ひとくふうTDF2065］
2020年９月23日から下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内

容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日

の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期（2021年12月21日から2022年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期（2021年12月21日から2022年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,216	55,629
コール・ローン	660,624	1,379,111
親投資信託受益証券	136,555,180	280,702,740
流動資産合計	137,236,020	282,137,480
資産合計	137,236,020	282,137,480
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	20,457	42,135
未払委託者報酬	218,718	449,900
その他未払費用	8,847	19,220
流動負債合計	248,022	511,255
負債合計	248,022	511,255
純資産の部		
元本等		
元本	130,318,251	283,330,080
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,669,747	△1,703,855
（分配準備積立金）	2,831,905	5,097,286
元本等合計	136,987,998	281,626,225
純資産合計	136,987,998	281,626,225
負債純資産合計	137,236,020	282,137,480

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
受取利息	3	5
有価証券売買等損益	2,056,444	△11,402,175
営業収益合計	2,056,447	△11,402,170
営業費用		
支払利息	96	290
受託者報酬	33,766	72,612
委託者報酬	361,119	775,508
その他費用	8,847	19,220
営業費用合計	403,828	867,630
営業利益又は営業損失（△）	1,652,619	△12,269,800
経常利益又は経常損失（△）	1,652,619	△12,269,800
当期純利益又は当期純損失（△）	1,652,619	△12,269,800
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	331,673	△415,140
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,245,678	6,669,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,062,603	4,129,420
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,062,603	4,129,420
剰余金減少額又は欠損金増加額	959,480	648,362
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	959,480	648,362
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,669,747	△1,703,855

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	130,318,251口	283,330,080口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 －	元本の欠損 1,703,855円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0512円 （１万口当たりの純資産額10,512円）	1口当たり純資産額　0.9940円 （１万口当たりの純資産額9,940円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,508,854円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,452,528円）、および分配準備積立金（1,323,051円）より、分配対象収益は10,284,433円（１万口当たり789.18円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,457,736円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,931,493円）、および分配準備積立金（2,639,550円）より、分配対象収益は25,028,779円（１万口当たり883.38円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,539,011円
合計	1,539,011円

第4期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△12,083,378円
合計	△12,083,378円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	64,474,696円	130,318,251円
期中追加設定元本額	90,656,668円	167,345,632円
期中一部解約元本額	24,813,113円	14,333,803円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	215,566,265	221,170,987	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	20,551,294	30,298,772	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	15,611,739	29,232,981	
	親投資信託受益証券　小計		280,702,740	
合　計			280,702,740	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,446	35,826
コール・ローン	79,923	888,174
親投資信託受益証券	16,560,727	109,301,768
流動資産合計	16,643,096	110,225,768
資産合計	16,643,096	110,225,768
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	363,271
未払受託者報酬	1,663	12,184
未払委託者報酬	18,024	130,349
その他未払費用	297	3,307
流動負債合計	19,984	509,111
負債合計	19,984	509,111
純資産の部		
元本等		
元本	15,757,371	107,998,803
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	865,741	1,717,854
（分配準備積立金）	115,766	729,697
元本等合計	16,623,112	109,716,657
純資産合計	16,623,112	109,716,657
負債純資産合計	16,643,096	110,225,768

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第3期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	64,817	△2,166,786
営業収益合計	64,817	△2,166,786
営業費用		
支払利息	-	37
受託者報酬	1,882	17,357
委託者報酬	20,787	185,913
その他費用	297	3,307
営業費用合計	22,966	206,614
営業利益又は営業損失（△）	41,851	△2,373,400
経常利益又は経常損失（△）	41,851	△2,373,400
当期純利益又は当期純損失（△）	41,851	△2,373,400
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20	△26,008
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,838	865,741
剰余金増加額又は欠損金減少額	802,158	3,343,579
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	802,158	3,343,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	86	144,074
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86	144,074
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	865,741	1,717,854

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	15,757,371口	107,998,803口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0549円 （１万口当たりの純資産額10,549円）	1口当たり純資産額　1.0159円 （１万口当たりの純資産額10,159円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（93,937円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（749,975円）、および分配準備積立金（21,829円）より、分配対象収益は865,741円（１万口当たり549.42円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（621,986円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,169,507円）、および分配準備積立金（107,711円）より、分配対象収益は3,899,204円（１万口当たり361.04円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	62,433円
合計	62,433円

第3期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△2,303,003円
合計	△2,303,003円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	15,757,371円
期中追加設定元本額	14,759,879円	95,246,116円
期中一部解約元本額	2,508円	3,004,684円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	69,796,380	71,611,085	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	13,000,699	19,166,930	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	9,892,525	18,523,753	
	親投資信託受益証券　小計		109,301,768	
合　計			109,301,768	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,956	31,314
コール・ローン	358,045	776,325
親投資信託受益証券	74,374,482	156,682,666
流動資産合計	74,743,483	157,490,305
資産合計	74,743,483	157,490,305
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	10,405	23,652
未払委託者報酬	111,391	252,845
その他未払費用	4,186	10,523
流動負債合計	125,982	287,020
負債合計	125,982	287,020
純資産の部		
元本等		
元本	69,377,780	149,213,623
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,239,721	7,989,662
（分配準備積立金）	2,525,064	3,950,197
元本等合計	74,617,501	157,203,285
純資産合計	74,617,501	157,203,285
負債純資産合計	74,743,483	157,490,305

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
受取利息	1	3
有価証券売買等損益	2,056,276	△2,446,697
営業収益合計	2,056,277	△2,446,694
営業費用		
支払利息	1	125
受託者報酬	16,327	40,018
委託者報酬	174,981	427,816
その他費用	4,186	10,523
営業費用合計	195,495	478,482
営業利益又は営業損失（△）	1,860,782	△2,925,176
経常利益又は経常損失（△）	1,860,782	△2,925,176
当期純利益又は当期純損失（△）	1,860,782	△2,925,176
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	66,733	△49,291
期首剰余金又は期首欠損金（△）	796,018	5,239,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,842,846	6,631,472
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,842,846	6,631,472
剰余金減少額又は欠損金増加額	193,192	1,005,646
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	193,192	1,005,646
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,239,721	7,989,662

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	69,377,780口	149,213,623口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0755円 （１万口当たりの純資産額10,755円）	1口当たり純資産額　1.0535円 （１万口当たりの純資産額10,535円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（840,168円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（953,881円）、収益調整金（7,744,336円）、および分配準備積立金（731,015円）より、分配対象収益は10,269,400円（１万口当たり1,480.21円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,687,366円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,987,435円）、および分配準備積立金（2,262,831円）より、分配対象収益は23,937,632円（１万口当たり1,604.25円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,985,989円
合計	1,985,989円

第4期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△2,957,019円
合計	△2,957,019円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	30,218,066円	69,377,780円
期中追加設定元本額	45,696,940円	93,578,604円
期中一部解約元本額	6,537,226円	13,742,761円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	82,367,967	84,509,534	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	24,923,496	36,744,710	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	18,920,386	35,428,422	
	親投資信託受益証券　小計		156,682,666	
合　計			156,682,666	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,564	14,321
コール・ローン	83,803	355,038
親投資信託受益証券	17,446,544	71,398,255
流動資産合計	17,532,911	71,767,614
資産合計	17,532,911	71,767,614
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,774	9,524
未払委託者報酬	19,430	102,020
その他未払費用	316	2,600
流動負債合計	21,520	114,144
負債合計	21,520	114,144
純資産の部		
元本等		
元本	15,984,313	65,831,824
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,527,078	5,821,646
（分配準備積立金）	200,831	819,709
元本等合計	17,511,391	71,653,470
純資産合計	17,511,391	71,653,470
負債純資産合計	17,532,911	71,767,614

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第3期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	201,248	△554,516
営業収益合計	201,248	△554,516
営業費用		
受託者報酬	2,051	13,941
委託者報酬	22,922	149,527
その他費用	316	2,600
営業費用合計	25,289	166,068
営業利益又は営業損失（△）	175,959	△720,584
経常利益又は経常損失（△）	175,959	△720,584
当期純利益又は当期純損失（△）	175,959	△720,584
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,997	19,771
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,351	1,527,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,341,740	5,378,557
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,341,740	5,378,557
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,975	343,634
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,975	343,634
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,527,078	5,821,646

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	15,984,313口	65,831,824口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0955円 （１万口当たりの純資産額10,955円）	1口当たり純資産額　1.0884円 （１万口当たりの純資産額10,884円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,791円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（64,171円）、収益調整金（1,326,247円）、および分配準備積立金（29,869円）より、分配対象収益は1,527,078円（１万口当たり955.36円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（636,046円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,001,937円）、および分配準備積立金（183,663円）より、分配対象収益は5,821,646円（１万口当たり884.32円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	187,598円
合計	187,598円

第3期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△742,006円
合計	△742,006円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	15,984,313円
期中追加設定元本額	15,184,120円	53,375,620円
期中一部解約元本額	199,807円	3,528,109円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	29,854,430	30,630,645	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	14,077,434	20,754,360	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10,687,984	20,013,250	
	親投資信託受益証券　小計		71,398,255	
合　計			71,398,255	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,331	16,486
コール・ローン	174,201	408,720
親投資信託受益証券	36,357,040	82,171,307
流動資産合計	36,536,572	82,596,513
資産合計	36,536,572	82,596,513
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	169,834
未払受託者報酬	5,123	11,940
未払委託者報酬	55,092	127,792
その他未払費用	1,995	5,096
流動負債合計	62,210	314,662
負債合計	62,210	314,662
純資産の部		
元本等		
元本	33,273,058	74,426,485
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,201,304	7,855,366
（分配準備積立金）	1,890,882	2,737,899
元本等合計	36,474,362	82,281,851
純資産合計	36,474,362	82,281,851
負債純資産合計	36,536,572	82,596,513

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,655,947	167,813
営業収益合計	1,655,947	167,813
営業費用		
支払利息	-	12
受託者報酬	8,087	19,735
委託者報酬	87,214	211,500
その他費用	1,995	5,096
営業費用合計	97,296	236,343
営業利益又は営業損失（△）	1,558,651	△68,530
経常利益又は経常損失（△）	1,558,651	△68,530
当期純利益又は当期純損失（△）	1,558,651	△68,530
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	85,123	97,176
期首剰余金又は期首欠損金（△）	164,092	3,201,304
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,644,032	5,285,741
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,644,032	5,285,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	80,348	465,973
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,348	465,973
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,201,304	7,855,366

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	33,273,058口	74,426,485口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0962円 （１万口当たりの純資産額10,962円）	1口当たり純資産額　1.1055円 （１万口当たりの純資産額11,055円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（447,466円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,026,062円）、収益調整金（4,381,032円）、および分配準備積立金（417,354円）より、分配対象収益は6,271,914円（１万口当たり1,884.98円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（983,649円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,390,784円）、および分配準備積立金（1,754,250円）より、分配対象収益は15,128,683円（１万口当たり2,032.70円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,567,898円
合計	1,567,898円

第4期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△245,562円
合計	△245,562円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	11,372,058円	33,273,058円
期中追加設定元本額	24,083,327円	45,655,903円
期中一部解約元本額	2,182,327円	4,502,476円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	25,704,440	26,372,755	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	19,271,363	28,411,770	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	14,625,785	27,386,782	
	親投資信託受益証券　小計		82,171,307	
合　計			82,171,307	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	963	10,653
コール・ローン	31,456	264,092
親投資信託受益証券	6,581,043	52,743,102
流動資産合計	6,613,462	53,017,847
資産合計	6,613,462	53,017,847
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	668	6,830
未払委託者報酬	7,748	73,274
その他未払費用	71	1,630
流動負債合計	8,487	81,734
負債合計	8,487	81,734
純資産の部		
元本等		
元本	5,810,367	45,464,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	794,608	7,471,676
（分配準備積立金）	137,034	572,633
元本等合計	6,604,975	52,936,113
純資産合計	6,604,975	52,936,113
負債純資産合計	6,613,462	53,017,847

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第3期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	112,382	289,627
営業収益合計	112,382	289,627
営業費用		
受託者報酬	837	8,933
委託者報酬	9,831	96,006
その他費用	71	1,630
営業費用合計	10,739	106,569
営業利益又は営業損失（△）	101,643	183,058
経常利益又は経常損失（△）	101,643	183,058
当期純利益又は当期純損失（△）	101,643	183,058
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	729	91,823
期首剰余金又は期首欠損金（△）	38,599	794,608
剰余金増加額又は欠損金減少額	693,252	7,078,749
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	693,252	7,078,749
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,157	492,916
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,157	492,916
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	794,608	7,471,676

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	5,810,367口	45,464,437口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1368円 （１万口当たりの純資産額11,368円）	1口当たり純資産額　1.1643円 （１万口当たりの純資産額11,643円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,282円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（51,632円）、収益調整金（657,574円）、および分配準備積立金（36,120円）より、分配対象収益は794,608円（１万口当たり1,367.57円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（448,796円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,899,043円）、および分配準備積立金（123,837円）より、分配対象収益は7,471,676円（１万口当たり1,643.41円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	115,840円
合計	115,840円

第3期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△500円
合計	△500円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	5,810,367円
期中追加設定元本額	5,140,750円	42,900,865円
期中一部解約元本額	330,383円	3,246,795円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	11,035,108	11,322,020	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	14,303,550	21,087,723	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10,858,937	20,333,359	
	親投資信託受益証券　小計		52,743,102	
合　計			52,743,102	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,313	13,833
コール・ローン	140,932	342,938
親投資信託受益証券	32,847,594	68,215,064
未収入金	-	27,912
流動資産合計	32,992,839	68,599,747
資産合計	32,992,839	68,599,747
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	28,051
未払受託者報酬	4,603	9,496
未払委託者報酬	49,532	101,772
その他未払費用	1,640	3,885
流動負債合計	55,775	143,204
負債合計	55,775	143,204
純資産の部		
元本等		
元本	29,197,282	58,515,907
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,739,782	9,940,636
（分配準備積立金）	1,993,783	2,377,473
元本等合計	32,937,064	68,456,543
純資産合計	32,937,064	68,456,543
負債純資産合計	32,992,839	68,599,747

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,735,882	1,111,821
営業収益合計	1,735,882	1,111,821
営業費用		
支払利息	-	20
受託者報酬	6,743	15,153
委託者報酬	73,030	162,634
その他費用	1,640	3,885
営業費用合計	81,413	181,692
営業利益又は営業損失（△）	1,654,469	930,129
経常利益又は経常損失（△）	1,654,469	930,129
当期純利益又は当期純損失（△）	1,654,469	930,129
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	107,275	8,006
期首剰余金又は期首欠損金（△）	174,451	3,739,782
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,109,853	6,694,999
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,109,853	6,694,999
剰余金減少額又は欠損金増加額	91,716	1,416,268
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	91,716	1,416,268
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,739,782	9,940,636

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	29,197,282口	58,515,907口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1281円 （１万口当たりの純資産額11,281円）	1口当たり純資産額　1.1699円 （１万口当たりの純資産額11,699円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（362,670円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,184,524円）、収益調整金（4,244,238円）、および分配準備積立金（446,589円）より、分配対象収益は6,238,021円（１万口当たり2,136.51円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（836,269円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（85,854円）、収益調整金（11,130,739円）、および分配準備積立金（1,455,350円）より、分配対象収益は13,508,212円（１万口当たり2,308.47円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,609,185円
合計	1,609,185円

第4期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	602,691円
合計	602,691円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	9,450,685円	29,197,282円
期中追加設定元本額	21,301,677円	39,893,970円
期中一部解約元本額	1,555,080円	10,575,345円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	7,316,830	7,507,067	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	20,966,623	30,911,092	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	15,912,900	29,796,905	
	親投資信託受益証券　小計		68,215,064	
合　計			68,215,064	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	829	8,862
コール・ローン	27,085	219,708
親投資信託受益証券	5,908,535	42,772,386
流動資産合計	5,936,449	43,000,956
資産合計	5,936,449	43,000,956
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	4,936
未払受託者報酬	720	5,517
未払委託者報酬	8,080	59,362
その他未払費用	19	1,320
流動負債合計	8,819	71,135
負債合計	8,819	71,135
純資産の部		
元本等		
元本	5,144,181	35,833,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	783,449	7,096,032
（分配準備積立金）	156,006	531,784
元本等合計	5,927,630	42,929,821
純資産合計	5,927,630	42,929,821
負債純資産合計	5,936,449	43,000,956

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日	第3期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	219,102	675,132
営業収益合計	219,102	675,132
営業費用		
支払利息	-	4
受託者報酬	923	7,304
委託者報酬	10,266	78,956
その他費用	19	1,320
営業費用合計	11,208	87,584
営業利益又は営業損失（△）	207,894	587,548
経常利益又は経常損失（△）	207,894	587,548
当期純利益又は当期純損失（△）	207,894	587,548
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	80,922	317,545
期首剰余金又は期首欠損金（△）	42,492	783,449
剰余金増加額又は欠損金減少額	770,434	7,332,243
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	770,434	7,332,243
剰余金減少額又は欠損金増加額	156,449	1,289,663
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	156,449	1,289,663
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	783,449	7,096,032

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	5,144,181口	35,833,789口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1523円 （１万口当たりの純資産額11,523円）	1口当たり純資産額　1.1980円 （１万口当たりの純資産額11,980円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,522円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（78,450円）、収益調整金（627,443円）、および分配準備積立金（29,034円）より、分配対象収益は783,449円（１万口当たり1,522.98円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（425,519円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,564,248円）、および分配準備積立金（106,265円）より、分配対象収益は7,096,032円（１万口当たり1,980.26円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	132,915円
合計	132,915円

第3期（自 2021年12月21日　至 2022年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	162,558円
合計	162,558円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期 （2022年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	5,144,181円
期中追加設定元本額	5,578,586円	38,254,999円
期中一部解約元本額	1,434,405円	7,565,391円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	2,898,011	2,973,359	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	13,736,548	20,251,792	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10,439,111	19,547,235	
	親投資信託受益証券　小計		42,772,386	
合　計			42,772,386	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０」および「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」および「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年12月20日現在）	（2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	193,144	326,591
コール・ローン	6,311,750	8,096,631
株式	212,501,600	324,666,470
未収配当金	32,650	72,950
流動資産合計	219,039,144	333,162,642
資産合計	219,039,144	333,162,642
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,830	12,497
その他未払費用	9	46
流動負債合計	66,839	12,543
負債合計	66,839	12,543
純資産の部		
元本等		
元本	154,616,522	225,978,306
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	64,355,783	107,171,793
元本等合計	218,972,305	333,150,099
純資産合計	218,972,305	333,150,099
負債純資産合計	219,039,144	333,162,642

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年12月20日現在）	（2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	154,616,522口	225,978,306口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.4162円 （１万口当たりの純資産額14,162円）	1口当たり純資産額　1.4743円 （１万口当たりの純資産額14,743円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

		(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．	金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目		（2022年12月20日現在）
１．	貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．	時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	176,951,483円
同期中における追加設定元本額	78,707,218円
同期中における一部解約元本額	101,042,179円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう日本株式ファンド	85,849,305円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	17,928,535円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	16,471,732円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	10,978,793円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	11,535,113円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	2,957,746円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	4,576,146円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	2,243,609円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	2,075,543円
合　計	154,616,522円

（2022年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	154,616,522円
同期中における追加設定元本額	168,432,955円
同期中における一部解約元本額	97,071,171円
2022年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう日本株式ファンド	85,147,299円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	20,551,294円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	24,923,496円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	19,271,363円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	20,966,623円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	13,000,699円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	14,077,434円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	14,303,550円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	13,736,548円
合　計	225,978,306円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	300	5,730.000	1,719,000	
安藤・間	500	821.000	410,500	
大成建設	900	4,175.000	3,757,500	
西松建設	400	3,910.000	1,564,000	
熊谷組	200	2,562.000	512,400	
関電工	400	865.000	346,000	
森永製菓	200	3,865.000	773,000	
カルビー	1,000	3,060.000	3,060,000	
森永乳業	300	4,800.000	1,440,000	
ヤクルト本社	600	8,830.000	5,298,000	
明治ホールディングス	800	6,660.000	5,328,000	
キリンホールディングス	2,300	2,059.500	4,736,850	
サントリー食品インターナショナル	1,100	4,555.000	5,010,500	
味の素	1,100	4,367.000	4,803,700	
キユーピー	500	2,438.000	1,219,000	
カゴメ	300	3,055.000	916,500	
ニチレイ	1,100	2,800.000	3,080,000	
東洋水産	800	5,200.000	4,160,000	
日清食品ホールディングス	400	10,490.000	4,196,000	
日本たばこ産業	1,800	2,832.500	5,098,500	
ゴールドウイン	200	9,330.000	1,866,000	
大王製紙	600	1,042.000	625,200	
クラレ	2,500	1,098.000	2,745,000	
三菱ケミカルグループ	6,800	695.700	4,730,760	
花王	900	5,301.000	4,770,900	
関西ペイント	1,000	1,665.000	1,665,000	
富士フイルムホールディングス	700	6,822.000	4,775,400	
ライオン	1,500	1,482.000	2,223,000	
小林製薬	200	8,340.000	1,668,000	
エフピコ	200	3,520.000	704,000	
ユニ・チャーム	1,000	5,207.000	5,207,000	
武田薬品工業	1,200	4,072.000	4,886,400	
アステラス製薬	2,300	2,071.500	4,764,450	
中外製薬	1,400	3,452.000	4,832,800	
科研製薬	100	3,885.000	388,500	
ロート製薬	500	4,485.000	2,242,500	
出光興産	1,500	3,035.000	4,552,500	
ＥＮＥＯＳホールディングス	10,600	444.800	4,714,880	
ブリヂストン	1,000	4,839.000	4,839,000	
アサヒホールディングス	300	1,959.000	587,700	
三菱重工業	800	5,394.000	4,315,200	

エレコム	200	1,353.000	270,600		
アンリツ	1,600	1,351.000	2,161,600		
シスメックス	200	8,289.000	1,657,800		
村田製作所	700	6,946.000	4,862,200		
トヨタ自動車	2,500	1,845.000	4,612,500		
シマノ	200	21,270.000	4,254,000		
テルモ	1,200	3,785.000	4,542,000		
オリンパス	1,500	2,443.500	3,665,250		
朝日インテック	1,200	2,267.000	2,720,400		
ピジョン	900	2,159.000	1,943,100		
任天堂	800	5,541.000	4,432,800		
中部電力	3,300	1,305.000	4,306,500		
関西電力	3,600	1,174.000	4,226,400		
九州電力	2,700	695.000	1,876,500		
電源開発	1,300	2,105.000	2,736,500		
東京瓦斯	1,500	2,574.000	3,861,000		
大阪瓦斯	1,600	2,101.000	3,361,600		
東海旅客鉄道	300	16,010.000	4,803,000		
ヤマトホールディングス	700	2,205.000	1,543,500		
センコーグループホールディングス	300	966.000	289,800		
ＳＧホールディングス	1,800	1,974.000	3,553,200		
ネクソン	1,700	2,871.000	4,880,700		
ティーガイア	100	1,683.000	168,300		
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	400	2,106.000	842,400		
オービック	100	19,880.000	1,988,000		
Ｚホールディングス	1,300	340.600	442,780		
日本電信電話	1,300	3,727.000	4,845,100		
ＫＤＤＩ	1,200	3,989.000	4,786,800		
ソフトバンク	3,300	1,484.000	4,897,200		
東宝	400	5,070.000	2,028,000		
スクウェア・エニックス・ホールディングス	800	6,020.000	4,816,000		
ＴＯＫＡＩホールディングス	300	856.000	256,800		
シップヘルスケアホールディングス	400	2,634.000	1,053,600		
伊藤忠商事	1,200	4,187.000	5,024,400		
三井物産	1,200	3,926.000	4,711,200		
三菱商事	1,100	4,330.000	4,763,000		
岩谷産業	200	5,730.000	1,146,000		
ＰＡＬＴＡＣ	100	4,330.000	433,000		
ローソン	300	4,920.000	1,476,000		
エービーシー・マート	300	7,130.000	2,139,000		
日本マクドナルドホールディングス	600	5,100.000	3,060,000		
セリア	400	2,706.000	1,082,400		
ＭｏｎｏｔａＲＯ	2,100	1,877.000	3,941,700		
マツキヨココカラ＆カンパニー	900	5,990.000	5,391,000		
ウエルシアホールディングス	700	3,005.000	2,103,500		
クリエイトＳＤホールディングス	100	3,230.000	323,000		
コスモス薬品	300	13,670.000	4,101,000		
セブン＆アイ・ホールディングス	900	5,585.000	5,026,500		

ツルハホールディングス	400	9,140.000	3,656,000	
クスリのアオキホールディングス	100	8,210.000	821,000	
コーナン商事	100	3,295.000	329,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,100	2,266.000	4,758,600	
スギホールディングス	200	6,120.000	1,224,000	
日本瓦斯	700	2,146.000	1,502,200	
ヤオコー	100	6,790.000	679,000	
ケーズホールディングス	1,400	1,112.000	1,556,800	
ニトリホールディングス	300	15,935.000	4,780,500	
ファーストリテイリング	100	79,200.000	7,920,000	
サンドラッグ	400	3,715.000	1,486,000	
三井住友フィナンシャルグループ	700	4,974.000	3,481,800	
セブン銀行	5,900	264.000	1,557,600	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	1,200	4,108.000	4,929,600	
東京海上ホールディングス	1,800	2,891.500	5,204,700	
日本取引所グループ	1,900	1,825.000	3,467,500	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	300	2,744.000	823,200	
ユー・エス・エス	500	2,148.000	1,074,000	
サイバーエージェント	4,000	1,126.000	4,504,000	
セコム	600	7,784.000	4,670,400	
イオンディライト	100	2,988.000	298,800	
合　計	123,000		324,666,470	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年12月20日現在）	（2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	2,607,206	5,117,977
金銭信託	108,788	280,587
コール・ローン	3,555,069	6,956,121
株式	205,225,774	333,745,401
投資証券	6,392,095	12,321,137
派生商品評価勘定	92	-
未収配当金	183,751	350,834
流動資産合計	218,072,775	358,772,057
資産合計	218,072,775	358,772,057

負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	71	-
未払解約金	-	93,610
その他未払費用	7	42
流動負債合計	78	93,652
負債合計	78	93,652
純資産の部		
元本等		
元本	124,625,966	191,546,839
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	93,446,731	167,131,566
元本等合計	218,072,697	358,678,405
純資産合計	218,072,697	358,678,405
負債純資産合計	218,072,775	358,772,057

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
４．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年12月20日現在）	（2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	124,625,966口	191,546,839口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.7498円 （１万口当たりの純資産額17,498円）	1口当たり純資産額　1.8725円 （１万口当たりの純資産額18,725円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	10,535	-	10,464	△71
	小計	10,535	-	10,464	△71
	売建				
	イギリス・ポンド	10,535	-	10,443	92
	小計	10,535	-	10,443	92
合　計		21,070	-	20,907	21

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（2022年12月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	126,964,482円
同期中における追加設定元本額	64,774,747円
同期中における一部解約元本額	67,113,263円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう先進国株式ファンド	68,408,374円

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	14,659,195円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	13,467,229円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	8,975,950円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	9,426,909円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	2,417,467円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	3,740,677円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	1,833,979円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	1,696,186円
合　計	124,625,966円

（2022年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	124,625,966円
同期中における追加設定元本額	127,026,154円
同期中における一部解約元本額	60,105,281円
2022年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう先進国株式ファンド	84,597,472円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	15,611,739円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	18,920,386円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	14,625,785円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	15,912,900円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	9,892,525円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	10,687,984円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	10,858,937円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	10,439,111円
合　計	191,546,839円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	416	43.840	18,237.44	
	COTERRA ENERGY INC	466	24.310	11,328.46	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	153	133.580	20,437.74	
	MARATHON OIL CORP	180	27.030	4,865.40	
	MARATHON PETROLEUM CORP	342	111.070	37,985.94	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	83	62.410	5,180.03	
	ALBEMARLE CORP	23	233.340	5,366.82	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	197	92.720	18,265.84	
	NUCOR CORP	42	131.760	5,533.92	
	STEEL DYNAMICS INC	212	101.540	21,526.48	
	UNITED RENTALS INC	66	351.250	23,182.50	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	171	103.630	17,720.73	

OLD DOMINION FREIGHT LINE	47	290.190	13,638.93	
U-HAUL HOLDING CO	22	57.440	1,263.68	
U-HAUL HOLDING CO	259	52.600	13,623.40	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	106	178.430	18,913.58	
DR HORTON INC	304	88.090	26,779.36	
LENNAR CORP-A	264	90.100	23,786.40	
WHIRLPOOL CORP	77	139.570	10,746.89	
DOLLAR GENERAL CORP	144	242.440	34,911.36	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	43	816.430	35,106.49	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	104	211.460	21,991.84	
SYSCO CORP	334	77.910	26,021.94	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	130	92.650	12,044.50	
BUNGE LTD	174	96.190	16,737.06	
CAMPBELL SOUP CO	324	56.830	18,412.92	
CONAGRA BRANDS INC	547	38.130	20,857.11	
GENERAL MILLS INC	409	87.120	35,632.08	
HERSHEY CO/THE	114	234.890	26,777.46	
JM SMUCKER CO/THE	129	155.820	20,100.78	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	123	51.690	6,357.87	
CIGNA CORP	124	330.780	41,016.72	
ELEVANCE HEALTH INC	44	502.890	22,127.16	
HOLOGIC INC	260	73.310	19,060.60	
HUMANA INC	76	504.840	38,367.84	
MCKESSON CORP	94	375.540	35,300.76	
ABBVIE INC	133	161.490	21,478.17	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	956	73.160	69,940.96	
GILEAD SCIENCES INC	310	86.420	26,790.20	
JOHNSON & JOHNSON	102	175.480	17,898.96	
PFIZER INC	751	51.360	38,571.36	
REGENERON PHARMACEUTICALS	63	721.100	45,429.30	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	117	291.590	34,116.03	
VIATRIS INC	1,747	10.910	19,059.77	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	235	300.030	70,507.05	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	120	344.610	41,353.20	
NASDAQ INC	339	60.460	20,495.94	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	176	105.150	18,506.40	
ALLSTATE CORP	217	130.990	28,424.83	
PROGRESSIVE CORP	345	127.070	43,839.15	
ACCENTURE PLC-CL A	115	255.400	29,371.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	177	84.070	14,880.39	
CADENCE DESIGN SYS INC	179	160.950	28,810.05	
FORTINET INC	486	49.980	24,290.28	
GARTNER INC	30	339.060	10,171.80	
GEN DIGITAL INC	751	21.580	16,206.58	

	INTL BUSINESS MACHINES CORP	444	138.870	61,658.28	
	MICROSOFT CORP	133	240.450	31,979.85	
	CDW CORP/DE	124	178.330	22,112.92	
	HP INC	801	26.560	21,274.56	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	149	171.380	25,535.62	
	NETAPP INC	245	59.190	14,501.55	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	181	50.990	9,229.19	
	BROADCOM INC	104	549.630	57,161.52	
	MICRON TECHNOLOGY INC	571	51.720	29,532.12	
	QUALCOMM INC	206	112.610	23,197.66	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	473	37.030	17,515.19	
	CONSOLIDATED EDISON INC	272	94.850	25,799.20	
	XCEL ENERGY INC	155	69.400	10,757.00	
	ELECTRONIC ARTS INC	205	120.790	24,761.95	
アメリカ・ドル小計		18,015		1,724,366.06 (231,996,210)	
カナダ・ドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	420	72.590	30,487.80	
	TOURMALINE OIL CORP	370	71.000	26,270.00	
	DOLLARAMA INC	300	80.130	24,039.00	
	LOBLAW COMPANIES LTD	210	122.810	25,790.10	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	570	54.350	30,979.50	
	NATIONAL BANK OF CANADA	280	91.230	25,544.40	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	40	796.230	31,849.20	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	20	2,121.710	42,434.20	
カナダ・ドル小計		2,210		237,394.20 (23,397,571)	
オーストラリア・ドル	RIO TINTO LTD	372	114.630	42,642.36	
	SOUTH32 LTD	3,962	4.130	16,363.06	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	307	34.410	10,563.87	
	COMPUTERSHARE LTD	921	26.400	24,314.40	
	TELSTRA GROUP LTD	5,957	4.050	24,125.85	
オーストラリア・ドル小計		11,519		118,009.54 (10,633,840)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	2,500	45.250	113,125.00	
香港・ドル小計		2,500		113,125.00 (1,955,930)	
シンガポール・ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	400	34.110	13,644.00	
シンガポール・ドル小計		400		13,644.00 (1,353,212)	
イギリス・ポンド	GLENCORE PLC	2,415	5.368	12,963.72	
	RIO TINTO PLC	432	56.090	24,230.88	
	BAE SYSTEMS PLC	2,181	8.438	18,403.27	
	IMPERIAL BRANDS PLC	912	20.620	18,805.44	
イギリス・ポンド小計		5,940		74,403.31	

				(12,159,733)	
スイス・フラン	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	20	471.700	9,434.00	
	SWISSCOM AG-REG	26	498.300	12,955.80	
スイス・フラン小計		46		22,389.80 (3,239,355)	
デンマーク・クローネ	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	7	14,590.000	102,130.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	8	14,825.000	118,600.00	
デンマーク・クローネ小計		15		220,730.00 (4,231,394)	
ノルウェー・クローネ	YARA INTERNATIONAL ASA	123	425.100	52,287.30	
ノルウェー・クローネ小計		123		52,287.30 (710,062)	
ユーロ	REPSOL SA	1,526	14.220	21,699.72	
	TOTALENERGIES SE	1,278	56.650	72,398.70	
	ARCELORMITTAL	650	24.040	15,626.00	
	WOLTERS KLUWER	222	100.750	22,366.50	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	297	83.620	24,835.14	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	507	62.630	31,753.41	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	283	51.780	14,653.74	
	RENAULT SA	179	32.920	5,892.68	
	STELLANTIS NV	1,846	13.476	24,876.69	
	CARREFOUR SA	864	15.730	13,590.72	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	830	27.280	22,642.40	
	NN GROUP NV	350	41.170	14,409.50	
	ORANGE	847	9.225	7,813.57	
	TELEFONICA SA	4,981	3.290	16,387.49	
ユーロ小計		14,660		308,946.26 (44,068,095)	
合　計		55,428		333,745,401 (333,745,401)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	70銘柄	64.7%	69.5%
カナダ・ドル	株式	8銘柄	6.5%	7.0%
オーストラリア・ドル	株式	5銘柄	3.0%	3.2%
香港・ドル	株式	1銘柄	0.5%	0.6%
シンガポール・ドル	株式	1銘柄	0.4%	0.4%
イギリス・ポンド	株式	4銘柄	3.4%	3.6%
スイス・フラン	株式	2銘柄	0.9%	1.0%
デンマーク・クローネ	株式	2銘柄	1.2%	1.3%
ノルウェー・クローネ	株式	1銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	株式	14銘柄	12.3%	13.2%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	EXTRA SPACE STORAGE INC	120.00	17,605.20	
		ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	48.00	2,039.52	
		PUBLIC STORAGE	18.00	5,119.74	
		VANGUARD S&P 500 ETF	152.00	53,323.12	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	245.00	13,492.15	
	アメリカ・ドル小計		583.00	91,579.73 (12,321,137)	
投資証券合計				12,321,137 (12,321,137)	
合　計				12,321,137 (12,321,137)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	5銘柄	3.4%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年12月20日現在）	（2022年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	137,499	74,020,588
金銭信託	479,527,863	204,304,719
コール・ローン	15,670,487,218	5,064,988,347
国債証券	59,675,397,851	72,262,179,253
派生商品評価勘定	144,005,914	388,881,009
未収入金	429,244,850	230,815,751
未収利息	132,847,082	22,819,284
前払費用	208,970,923	8,940,127
流動資産合計	76,740,619,200	78,256,949,078
資産合計	76,740,619,200	78,256,949,078
負債の部		
流動負債		
未払金	9,380,842,761	82,963,037
未払解約金	-	2,918

その他未払費用	30,957	25,419
流動負債合計	9,380,873,718	82,991,374
負債合計	9,380,873,718	82,991,374
純資産の部		
元本等		
元本	59,492,652,811	76,196,018,891
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,867,092,671	1,977,938,813
元本等合計	67,359,745,482	78,173,957,704
純資産合計	67,359,745,482	78,173,957,704
負債純資産合計	76,740,619,200	78,256,949,078

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年12月20日現在）	（2022年12月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	59,492,652,811口	76,196,018,891口

２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1322円 （１万口当たりの純資産額11,322円）	1口当たり純資産額　1.0260円 （１万口当たりの純資産額10,260円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
１． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２． 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年12月20日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	25,885,507,899	-	25,873,818,168	11,689,731
	オーストラリア・ドル	2,466,870,782	-	2,445,534,448	21,336,334
	シンガポール・ドル	1,163,241,387	-	1,160,717,008	2,524,379
	イスラエル・シュケル	1,069,642,620	-	1,059,581,654	10,060,966
	ノルウェー・クローネ	922,017,200	-	916,084,728	5,932,472
	ポーランド・ズロチ	969,652,600	-	963,228,000	6,424,600
	ユーロ	11,654,457,360	-	11,568,419,928	86,037,432
	小計	44,131,389,848	-	43,987,383,934	144,005,914
合　計		44,131,389,848	-	43,987,383,934	144,005,914

（2022年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	オフショア・人民元	2,157,128,710	-	2,135,230,900	21,897,810
	ユーロ	34,705,181,148	-	34,338,197,949	366,983,199
	小計	36,862,309,858	-	36,473,428,849	388,881,009
合　計		36,862,309,858	-	36,473,428,849	388,881,009

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年12月21日 至 2022年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	48,189,952,718円
同期中における追加設定元本額	11,683,724,189円
同期中における一部解約元本額	381,024,096円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう世界国債ファンド（為替ヘッジあり）	438,367,949円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	75,529,174円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	24,273,326円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	4,506,940円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	14,452円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	7,191,208円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	3,904,232円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	171,832円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	1,030円
大和住銀キャリーエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	16,532,072,152円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,648,365,221円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	23,431,145,049円
ＳＭＤＡＭ・キャリーエンハンスト・グローバル債券オープン（為替ヘッジあり）＜適格機関投資家限定＞	1,327,110,246円
合　計	59,492,652,811円

（2022年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	59,492,652,811円
同期中における追加設定元本額	23,561,466,844円
同期中における一部解約元本額	6,858,100,764円
2022年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう世界国債ファンド（為替ヘッジあり）	344,227,375円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	215,566,265円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	82,367,967円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	25,704,440円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	7,316,830円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	69,796,380円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	29,854,430円

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	11,035,108円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	2,898,011円
大和住銀キャリーエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	15,114,531,438円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,615,156,630円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	37,337,777,656円
ＳＭＤＡＭ・キャリーエンハンスト・グローバル債券オープン（為替ヘッジあり）＜適格機関投資家限定＞	5,339,786,361円
合　計	76,196,018,891円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オフショア・人民元	CGB 3.72 04/12/51	99,000,000.00	106,494,300.00	
	オフショア・人民元小計		99,000,000.00	106,494,300.00 (2,051,942,822)	
	ユーロ	BTPS 0 04/01/26	57,000,000.00	50,895,870.00	
		BTPS 0.5 07/15/28	25,000,000.00	20,869,500.00	
		FRTR 0 02/25/25	74,700,000.00	70,684,875.00	
		FRTR 0 03/25/24	57,000,000.00	55,235,850.00	
		SPGB 0 05/31/24	12,900,000.00	12,419,733.00	
		SPGB 0 05/31/25	33,000,000.00	30,875,790.00	
	ユーロ小計		259,600,000.00	240,981,618.00 (34,373,617,992)	
	日本・円	３６７　１０年国債	15,180,000,000	14,909,037,000	
		１４１　２０年国債	2,300,000,000	2,575,034,000	
		１５９　２０年国債	11,220,000,000	10,875,882,600	
		１６２　２０年国債	7,114,000,000	6,822,752,840	
		１６５　２０年国債	700,000,000	653,912,000	
	日本・円小計		36,514,000,000	35,836,618,440	
国債証券合計				72,262,179,253 (36,425,560,813)	
合　計				72,262,179,253 (36,425,560,813)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
オフショア・人民元	国債証券	1銘柄	2.6%	5.6%
ユーロ	国債証券	6銘柄	44.0%	94.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	291,140,513円
Ⅱ　負債総額	424,912円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	290,715,601円
Ⅳ　発行済口数	293,876,642口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.9892円 （9,892円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	119,976,163円
Ⅱ　負債総額	273,313円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	119,702,850円
Ⅳ　発行済口数	118,060,082口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0139円 （10,139円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	155,463,423円
Ⅱ　負債総額	68,699円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	155,394,724円
Ⅳ　発行済口数	147,373,969口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0544円 （10,544円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	74,329,454円
Ⅱ　負債総額	31,989円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	74,297,465円
Ⅳ　発行済口数	68,056,626口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0917円 （10,917円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	**87,230,514円**
Ⅱ　負債総額	**37,909円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**87,192,605円**
Ⅳ　発行済口数	**78,459,912口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.1113円 （11,113円）**

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	**54,719,285円**
Ⅱ　負債総額	**23,508円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**54,695,777円**
Ⅳ　発行済口数	**46,620,539口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.1732円 （11,732円）**

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	**72,360,390円**
Ⅱ　負債総額	**31,409円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**72,328,981円**
Ⅳ　発行済口数	**61,232,988口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.1812円 （11,812円）**

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	**48,676,789円**
Ⅱ　負債総額	**20,172円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**48,656,617円**
Ⅳ　発行済口数	**40,180,739口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.2109円 （12,109円）**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振

替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2023年1月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

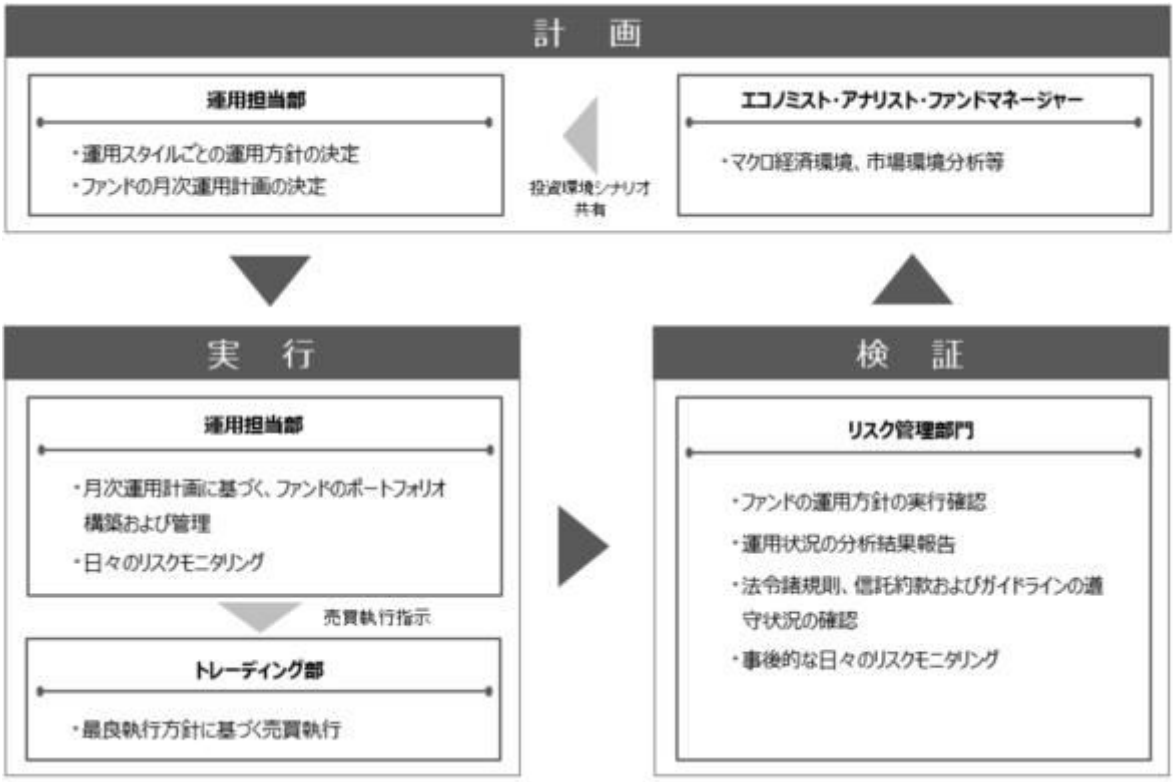

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	700	9,232,655
単位型株式投資信託	96	577,785
追加型公社債投資信託	1	24,429
単位型公社債投資信託	182	295,383
合　計	979	10,130,254

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第37期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第38期中間会計期間(2022年４月１日から2022年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,048,142	49,008,279
顧客分別金信託	300,036	300,041
前払費用	449,748	475,266
未収入金	132,419	103,809
未収委託者報酬	9,936,096	12,125,117
未収運用受託報酬	2,247,156	2,437,063
未収投資助言報酬	398,108	388,639
未収収益	39,975	36,700

その他の流動資産		6,981	18,458
流動資産合計		46,558,665	64,893,375
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		1,509,450	1,433,442
器具備品		870,855	653,985
土地		710	710
リース資産		13,483	7,357
建設仮勘定		-	5,500
有形固定資産合計		2,394,500	2,100,996
無形固定資産			
ソフトウェア		1,347,889	2,766,476
ソフトウェア仮勘定		1,029,033	100,616
のれん		3,654,491	3,349,950
顧客関連資産		15,671,890	13,558,615
電話加入権		12,727	12,716
商標権		48	42
無形固定資産合計		21,716,080	19,788,417
投資その他の資産			
投資有価証券		22,866,282	14,212,354
関係会社株式		11,246,398	11,246,398
長期差入保証金		1,409,091	1,414,646
長期前払費用		116,117	77,936
会員権		90,479	90,479
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産合計		35,707,619	27,021,065
固定資産合計		59,818,200	48,910,479
資産合計		106,376,866	113,803,855

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	5,153	3,567
顧客からの預り金	20,077	6,045
その他の預り金	169,380	196,515
未払金		
未払収益分配金	1,646	1,969
未払償還金	43,523	152
未払手数料	4,480,697	5,545,582
その他未払金	270,290	48,893
未払費用	5,940,121	7,379,404
未払消費税等	235,647	1,133,332
未払法人税等	762,648	2,455,291
賞与引当金	1,516,622	2,100,323
資産除去債務	-	7,192
その他の流動負債	9,710	40,396
流動負債合計	13,455,519	18,918,667
固定負債		
リース債務	9,678	4,525
繰延税金負債	2,566,958	1,279,409
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506
その他の固定負債	40,950	4,620
固定負債合計	7,876,035	6,373,062

負債合計	21,331,554	25,291,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	73,466,962
資本剰余金合計	90,555,984	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	-
別途積立金	1,476,959	-
繰越利益剰余金	△10,281,242	3,834,794
利益剰余金合計	△8,460,037	4,119,040
株主資本計	84,095,946	88,214,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	949,365	297,138
評価・換算差額等合計	949,365	297,138
純資産合計	85,045,311	88,512,124
負債・純資産合計	106,376,866	113,803,855

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	50,610,457	66,139,024
運用受託報酬	9,450,169	9,652,634
投資助言報酬	1,270,584	1,256,334
その他営業収益		
サービス支援手数料	200,807	199,046
その他	32,820	32,936
営業収益計	61,564,839	77,279,976
営業費用		
支払手数料	22,784,919	30,522,133
広告宣伝費	365,317	330,161
調査費		
調査費	3,061,987	3,196,921
委託調査費	7,810,157	12,192,048
営業雑経費		
通信費	95,163	67,600
印刷費	554,920	494,834
協会費	40,044	34,433
諸会費	29,473	30,488
情報機器関連費	4,562,612	4,767,504
販売促進費	23,614	31,930
その他	163,332	181,301
営業費用合計	39,491,542	51,849,358
一般管理費		
給料		

役員報酬	277,027	263,893
給料・手当	9,280,730	8,664,828
賞与	950,630	991,916
賞与引当金繰入額	1,501,855	2,100,323
交際費	11,815	12,301
寄付金	949	29,273
事務委託費	844,255	1,422,189
旅費交通費	21,023	16,863
租税公課	389,819	476,729
不動産賃借料	1,639,529	1,289,256
退職給付費用	790,144	632,559
固定資産減価償却費	3,040,894	3,133,951
のれん償却費	2,645,986	304,540
諸経費	608,206	256,994
一般管理費合計	22,002,869	19,595,622
営業利益	70,426	5,834,995

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		13,164	7,666
受取利息		2,736	1,836
時効成立分配金・償還金		88,335	43,406
原稿・講演料		2,603	2,587
投資有価証券償還益		57,388	383,608
投資有価証券売却益		162,941	911,268
為替差益		-	4,673
雑収入		72,933	81,640
営業外収益合計		400,104	1,436,686
営業外費用			
投資有価証券償還損		11,762	146,219
投資有価証券売却損		34,473	81,384
為替差損		766	-
雑損失		1,240	2,866
営業外費用合計		48,243	230,470
経常利益		422,288	7,041,212
特別損失			
固定資産除却損	※１	54,493	83,651
減損損失	※２	28,097,346	-
システム統合関連費用	※３	-	375,636
早期退職費用	※４	216,200	260,075
本社移転費用		127,044	-
その他特別損失		5,460	67,000
特別損失合計		28,500,544	786,362
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△28,078,256	6,254,849
法人税、住民税及び事業税		1,549,173	3,101,482
法人税等調整額		△693,192	△965,673

法人税等合計	855,980	2,135,809
当期純利益又は当期純損失（△）	△28,934,237	4,119,040

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								△711,271
当期純損失（△）								△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	△711,271	△711,271			△711,271
当期純損失（△）	△28,934,237	△28,934,237			△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	△29,645,508	△29,645,508	571,510	571,510	△29,073,997
当期末残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040

任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△8,460,037	△8,460,037	－	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	－	－	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	－			－
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

[注記事項]

(重要な会計方針)
１.有価証券の評価基準及び評価方法
(1)子会社株式
移動平均法による原価法

(2)その他有価証券
市場価格のない株式等以外
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　３～50年
器具備品　４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
のれん　14年
顧客関連資産　６～19年
ソフトウェア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
建物	102,329千円	210,548千円
器具備品	1,153,649千円	1,309,352千円
リース資産	2,830千円	6,073千円

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

３　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	93,374千円	57,356千円

(損益計算書関係)

※１　固定資産除却損

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
建物	18,278千円	－千円
器具備品	28,604千円	0千円
リース資産	－千円	－千円
ソフトウェア	7,610千円	83,651千円
ソフトウェア仮勘定	－千円	－千円

※２　減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
－	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

当事業年度において計上した減損損失はありません。

※３　システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※４　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月30日

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数

普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年３月31日	2022年６月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2021年３月31日）	当事業年度（2022年３月31日）
１年以内	1,194,699	1,166,952
１年超	3,497,258	2,323,090
合計	4,691,958	3,490,042

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	－
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	－
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	－
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	－
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	22,826,472	22,826,472	－
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	－
資産計	70,165,105	70,165,105	－
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	－
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	－
負債計	4,500,774	4,500,774	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	49,008,279	49,008,279	－
(2)顧客分別金信託	300,041	300,041	－
(3)未収委託者報酬	12,125,117	12,125,117	－
(4)未収運用受託報酬	2,437,063	2,437,063	－
(5)未収投資助言報酬	388,639	388,639	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	14,172,545	14,172,545	－
資産計	78,431,686	78,431,686	－
(1)顧客からの預り金	6,045	6,045	－
(2)未払手数料	5,545,582	5,545,582	－
負債計	5,551,627	5,551,627	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
その他有価証券		
非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	－	－	－
顧客分別金信託	300,036	－	－	－
未収委託者報酬	9,936,096	－	－	－
未収運用受託報酬	2,247,156	－	－	－
未収投資助言報酬	398,108	－	－	－
長期差入保証金	42,007	1,367,084	－	－
合計	45,971,548	1,367,084	－	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	49,008,279	－	－	－
顧客分別金信託	300,041	－	－	－
未収委託者報酬	12,125,117	－	－	－
未収運用受託報酬	2,437,063	－	－	－
未収投資助言報酬	388,639	－	－	－
合計	64,259,140	－	－	－

(有価証券関係)

１.子会社株式

前事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,097,433	14,397,606	1,699,827
小計	16,097,433	14,397,606	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,729,039	6,994,762	△265,723
小計	6,729,039	6,994,762	△265,723
合計	22,826,472	21,392,369	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	5,299,814	5,258,448
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の発生額	67,476	△34,553
退職給付の支払額	△585,151	△595,013
過去勤務費用の発生額	－	－
合併による発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	5,258,448	5,084,506

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	5,258,448	5,084,506
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の費用処理額	67,476	△34,553
その他	246,359	211,487
確定給付制度に係る退職給付費用	790,144	632,559

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
割引率	0.020%	0.130%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度239,162千円、当事業年度237,296千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,610,136	1,556,876
賞与引当金	464,389	643,119
調査費	247,208	279,809
未払金	206,090	284,070
未払事業税	66,891	139,522
ソフトウェア償却	90,431	107,998
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	131,391	93,946
その他	35,930	28,056
繰延税金資産小計	2,967,346	3,248,274
評価性引当額（注）	△218,966	△189,102
繰延税金資産合計	2,748,380	3,059,171
繰延税金負債		
無形固定資産	4,798,732	4,151,648
資産除去債務	-	825
その他有価証券評価差額金	516,605	186,107
繰延税金負債合計	5,315,338	4,338,581
繰延税金資産（負債）の純額	△2,566,958	△1,279,409

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	税引前当期純損失のため記載を省略しております。	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.6
住民税均等割等		0.1
のれん償却費		1.4
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
　従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報
①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年４月１日 至2022年３月31日)
１.セグメント情報
　当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
　従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2)地域ごとの情報
①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2021年４月１日 至 2022年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり純資産額	2,510.93円	2,613.28円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△854.27円	121.61円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第38期中間会計期間 （2022年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		35,409,452
金銭の信託		9,386,865
顧客分別金信託		300,043
前払費用		601,040
未収委託者報酬		11,798,214
未収運用受託報酬		2,759,722
未収投資助言報酬		386,860
未収収益		40,783
その他		307,594
流動資産合計		60,990,577
固定資産		
有形固定資産	※１	2,044,583
無形固定資産		
のれん		3,197,680
顧客関連資産		12,501,978
その他		2,865,181
無形固定資産合計		18,564,839
投資その他の資産		
投資有価証券		11,924,303
関係会社株式		11,850,598
その他		1,571,118
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		25,325,270
固定資産合計		45,934,694
資産合計		106,925,272
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,564
顧客からの預り金		28,648
その他の預り金		93,717
未払金		5,378,614
未払費用		4,957,793
未払法人税等		910,281
前受収益		32,553
賞与引当金		1,973,312

その他	※２	482,541
流動負債合計		13,860,025
固定負債		
リース債務		3,243
繰延税金負債		987,563
退職給付引当金		5,137,995
固定負債合計		6,128,802
負債合計		19,988,828
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,489,135
利益剰余金合計		2,773,380
株主資本合計		86,869,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		67,117
評価・換算差額等合計		67,117
純資産合計		86,936,444
負債純資産合計		106,925,272

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		31,446,166
運用受託報酬		4,428,746
投資助言報酬		607,317
その他の営業収益		126,597
営業収益計		36,608,828
営業費用		25,074,910
一般管理費	※１	9,497,685
営業利益		2,036,233
営業外収益	※２	87,533
営業外費用	※３	309,096
経常利益		1,814,670
特別損失	※４	6,885
税引前中間純利益		1,807,784
法人税、住民税及び事業税		784,532
法人税等調整額		△ 171,342
法人税等合計		613,189
中間純利益		1,194,594

(3)中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,540,254
中間純利益						1,194,594
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,345,660
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	2,489,135

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当中間期変動額					
剰余金の配当	△2,540,254	△2,540,254			△2,540,254
中間純利益	1,194,594	1,194,594			1,194,594
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△230,020	△230,020	△230,020
当中間期変動額合計	△1,345,660	△1,345,660	△230,020	△230,020	△1,575,680
当中間期末残高	2,773,380	86,869,326	67,117	67,117	86,936,444

注記事項

（重要な会計方針）
１．資産の評価基準及び評価方法
(1)有価証券
①子会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2)金銭の信託
運用目的の金銭の信託
時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～50年
器具備品	４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	６～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間 （2022年９月30日）
※１.有形固定資産の減価償却累計額 1,632,164千円
※２.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※３.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
※４.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額40,711千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	
※１.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	173,639千円
無形固定資産	1,441,546千円
※２.営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	7,815千円
受取配当金	1,230千円
投資有価証券償還益	20,660千円
投資有価証券売却益	25,620千円
※３.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	43,419千円
投資有価証券売却損	152,586千円
金銭の信託運用損	113,089千円
※４.特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	6,885千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 ３月31日	2022年 ６月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	
１．オペレーティング・リース取引	
（借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
１年以内	1,161,545千円
１年超	1,742,317千円
合　計	2,903,862千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第38期中間会計期間（2022年９月30日）

2022年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	9,386,865	9,386,865	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	11,884,494	11,884,494	－
資産計	21,271,360	21,271,360	－

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式	
非上場株式	11,850,598
合計	11,850,598

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1)金銭の信託	－	9,386,865	－	9,386,865
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	11,884,494	－	11,884,494
資産計	－	21,271,360	－	21,271,360

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。 信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（2022年９月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,799,952	4,484,899	315,053
小計	4,799,952	4,484,899	315,053
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,084,541	7,290,117	△205,575
小計	7,084,541	7,290,117	△205,575
合計	11,884,494	11,775,016	109,477

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,446,166	4,428,746	607,317	126,597	36,608,828

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）
１株当たり純資産額　　2,566円76銭 １株当たり中間純利益　　35円26銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ　受託会社

（イ）名称　　三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　　342,037百万円（2022年3月末現在）

（ハ）事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- 名称　　株式会社日本カストディ銀行
- 資本金の額　　51,000百万円（2022年3月末現在）
- 事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2022年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 3月17日	有価証券届出書
2022年 3月17日	有価証券報告書
2022年 9月15日	有価証券届出書
2022年 9月15日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2022年６月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2040の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2050の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2060の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2065の2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065の2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。